

第2次上天草市一般廃棄物 処理基本計画

令和3年3月



《 目 次 》

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	2
第4節 前計画の概要	3

第2章 一般廃棄物の現状と課題

第1節 ごみ処理の現状と課題	
1 ごみ排出の状況と課題	4
2 資源化の状況と課題	9
3 ごみ処理の状況と課題	11
第2節 生活排水処理の現状と課題	
1 生活排水処理の状況と課題	17

第3章 一般廃棄物の将来推計

第1節 ごみ処理に関する将来推計	
1 ごみ排出量の予測（排出抑制等の施策を実施しない場合）	25
2 ごみ処理量の予測（排出抑制等の施策を実施しない場合）	26
3 ごみ処理費用の予測（排出抑制等の施策を実施しない場合）	27
第2節 生活排水処理に関する将来推計	
1 生活排水処理形態別人口の予測	28
2 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の予測	29

第4章 基本計画

第1節 ごみ処理編	
1 基本方針	30
2 基本施策	30
3 数値目標	31
4 目標達成に向けた取組み	32
第2節 生活排水処理編	
1 基本方針	38
2 基本施策	38
3 数値目標	39
4 目標達成に向けた取組み	39
第3節 計画の推進と管理	
1 計画の推進体制	41
2 計画の進行管理	41

参考資料	42
------------	----

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

大量生産、大量消費型の社会経済活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有しており、また、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資材の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊等様々な環境問題にも密接に関係しています。

国では、このような情勢を鑑み、各種リサイクル法の制定、プラスチック資源循環戦略の策定、天然資材の消費抑制や環境負荷の低減等、循環型社会の形成に向け取り組みが進められています。

国際的には、2015年に国連において全会一致で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」が定められたところです。これは、持続可能な世界を実現するための17のゴール及び169のターゲットから構成され、環境・社会・経済の3つの側面を統合的に解決する考え方が強調されており、廃棄物の減量化や資源化等に関することも含まれています。

上天草市においては、平成24（2012）年度から平成32（2020）年度までの9年間の計画期間とした上天草市一般廃棄物処理基本計画を平成24年3月に策定し、上天草市総合計画及び上天草市環境基本計画に係る個別計画として「人と海がふれあう環境にやさしいまち」の実現に向け、廃棄物の排出抑制及び適正な処理等の推進を図ってきましたが、計画の期間満了になり、更なるごみの減量化、資源化及び持続可能な循環型社会の構築に向け、国等の新たな方針や食品ロス削減、プラスチックの排出抑制、SDGsといった国際的な動向を考慮し、新たに計画を策定するものです。

※SDGsとは

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない(leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。廃棄物に関連する内容としては、廃棄物循環利用の更なる促進、廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上、食品ロス対策を含めた資源ロスの削減、未処理排水の半減等による水質改善などが挙げられています。



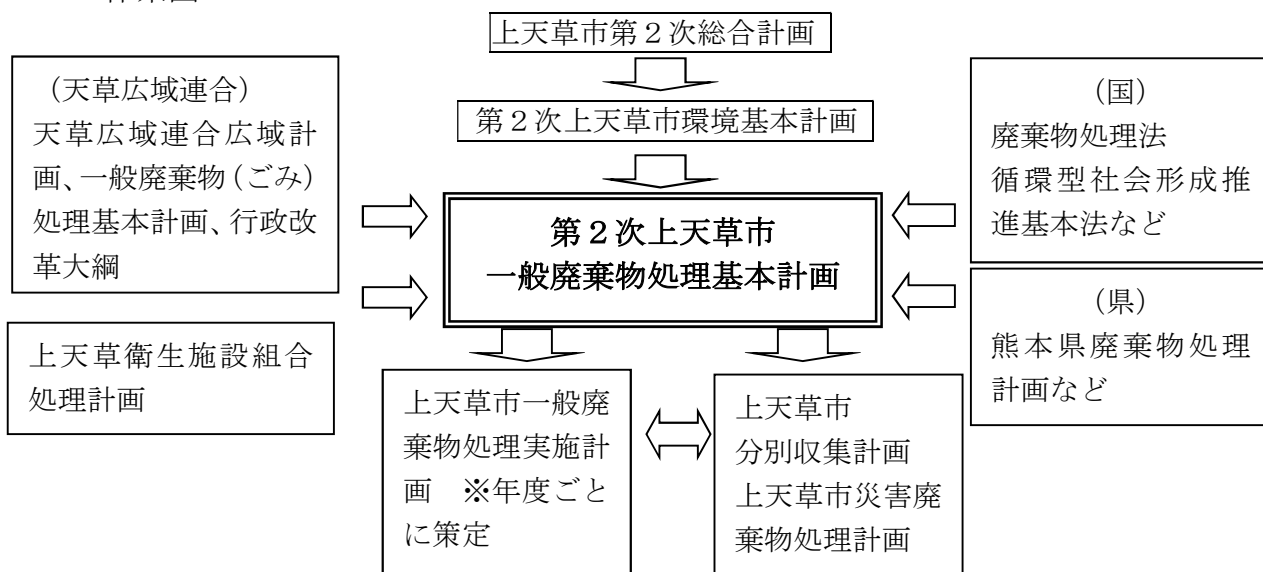
第2節 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により策定されるものであり、各種関係法令等との整合性を図り、上天草市における一般廃棄物処理の方向性を示す基本となる事項を定めることを目的とした計画です。

また、本計画は、上天草市第2次総合計画及び第2次上天草市環境基本計画に係る個別計画として、「人と海がふれあうまち上天草～美しい海と環境にやさしいまちを未来の子供たちへ～」の実現に向け、今後の廃棄物行政を推進するための基本的な計画として位置づけます。

なお、本計画の実施に係る必要な各年度における事業等については、年度ごとに策定する上天草市一般廃棄物処理実施計画に委ねることとします。

《体系図》



第3節 計画の期間

本計画の期間は、第2次上天草市環境基本計画との整合性を図り、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

なお、計画の内容については、社会経済情勢の変化や関係法令の変更等に適切に対応するため、計画の中間時期である概ね5年後を目途に見直しを行い、個別の施策等については、継続的な改善を実施するため、年度ごとに点検及び評価を行います。

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
西暦	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
項目	第2次計画策定					中間目標年度					最終目標年度

計画期間（10年間）は、R2（2020）からR12（2030）までを指します。

第4節 前計画の概要

前計画では、『ごみを減らし、資源の循環型社会を目指すまちづくり』を目指し、基本方針に「ごみの減量とリサイクルの推進」、「適正かつ効率的なごみ処理体制の整備」の2つを掲げました。

また、2つの基本方針ごとに施策として、「ごみの減量とリサイクルの推進」については、発生抑制・再使用の推進、再生利用の推進、教育・啓発活動の充実の3つを「適正かつ効率的なごみ処理体制の整備」については、ごみ処理体制の適正化と効率化、不適正処理に関する対策、その他ごみの処理に関し必要な事項の3つをそれぞれ設定しました。

前計画における目標と実績

目標項目	単位	基準年度 平成20年度	平成31年度	平成32年度
			実績	目標
1人1日当たり のごみ排出量	g/人・日	726	844	654
リサイクル率	%	10.4	9.3	20
ごみの総排出量	t	8,794	8,266	—

前計画の目標年度の前年度（平成31年度）において、1人1日当たりのごみ排出量及びリサイクル率ともに目標の数値から乖離が見られ目標達成が難しい状況です。

しかしながら、ごみの総排出量は減少傾向にあるため、今後も引き続きごみの資源化及び減量化に関する取組みを実施していく必要があります。

第2章 一般廃棄物の現状と課題

第1節 ごみ処理の現状と課題

1 ごみ排出の状況と課題

(1) ごみ排出量 進捗状況

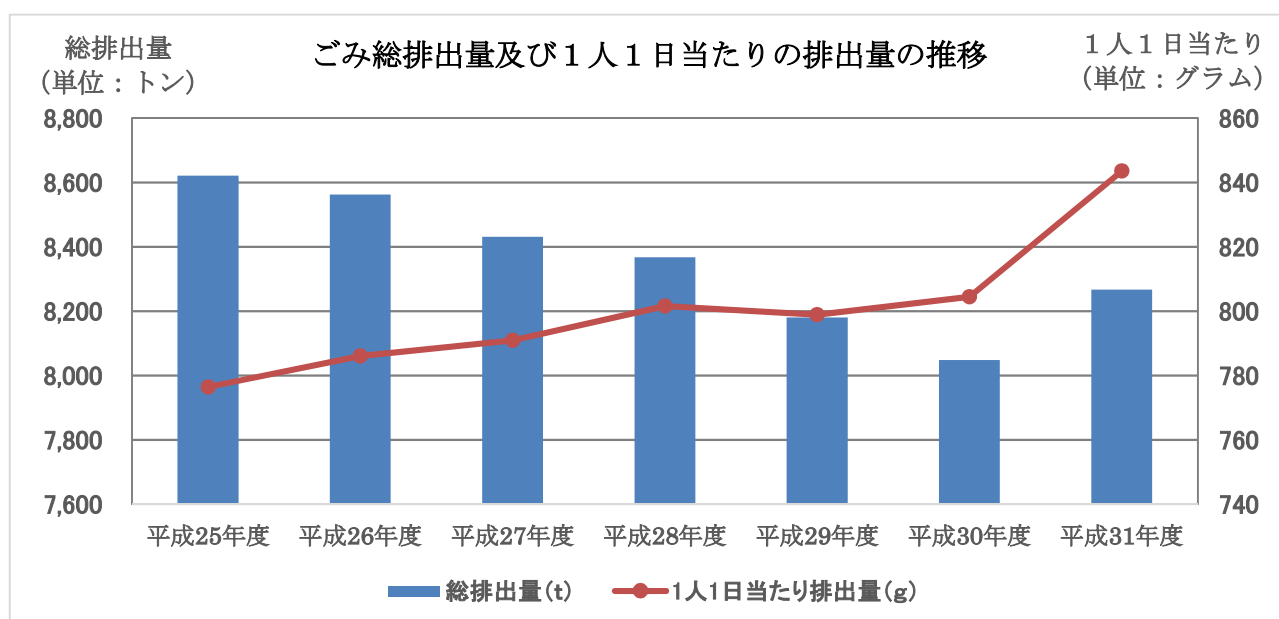
① 総排出量、1人1日当たりの排出量

本市におけるごみの総排出量は、人口の減少に伴って家庭ごみ、事業ごみとも減少傾向にあり、平成25年度から平成30年度までの6年間で約4.1%減少しています。しかしながら1人1日当たりの排出量は、逆に約8.7%増加しています。

<ごみ排出量の推移>

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
人口(人)	30,419	29,843	29,205	28,599	28,051	27,408	26,848
総排出量(t)	8,620	8,562	8,431	8,367	8,179	8,048	8,266
家庭ごみ	5,869	5,790	5,667	5,655	5,465	5,348	5,512
事業ごみ	2,752	2,772	2,763	2,712	2,714	2,700	2,754
1人1日当たり排出量(g)	776	786	791	802	799	804	844

※1人1日当たりの排出量 = 総排出量 ÷ 人口 ÷ 年間日数



② 家庭ごみの排出量

平成25年度から平成31年度に排出された家庭ごみを種類別にみると、可燃ごみが約5.1%、資源物が約20%減少し、不燃ごみが約6.2%増加しており、総量では、約6.1%減少しています。

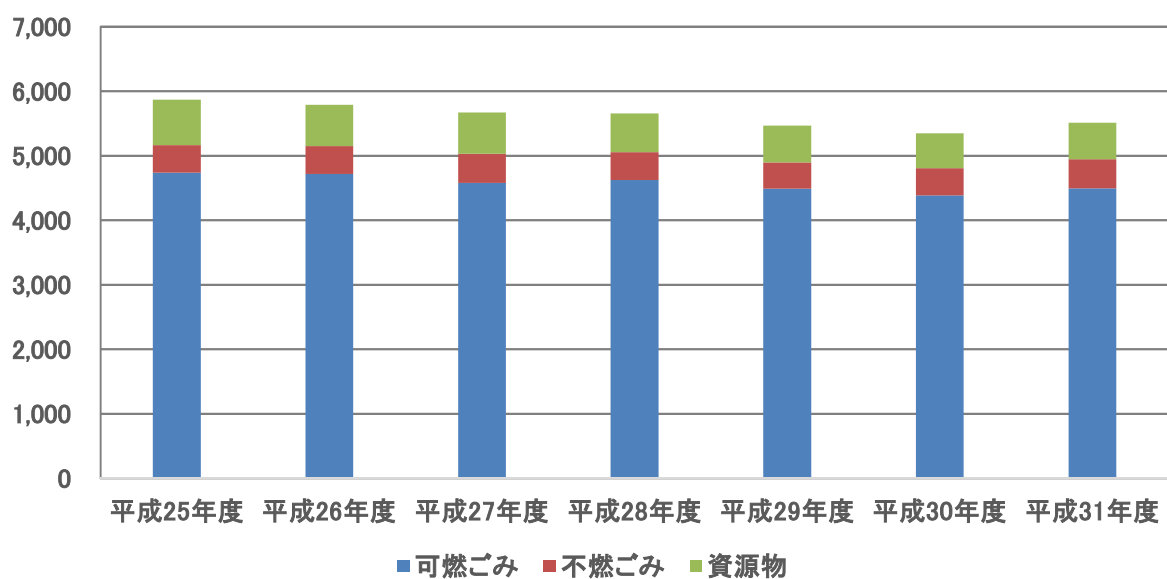
<家庭ごみの種類別排出量の推移>

(単位：t)

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
可燃ごみ	4,735	4,715	4,578	4,624	4,487	4,387	4,492
不燃ごみ	429	435	454	432	409	420	455
資源物	705	639	635	599	569	541	564
合 計	5,869	5,790	5,667	5,655	5,465	5,348	5,512

(単位:トン)

家庭ごみの種類別排出量の推移



③ 事業ごみの排出量

平成25年度から平成31年度に排出された事業ごみを種類別にみると、可燃ごみが約0.4%減少し、不燃ごみが約3%、資源物が12%増加しており、総量では約0.07%増加しています。

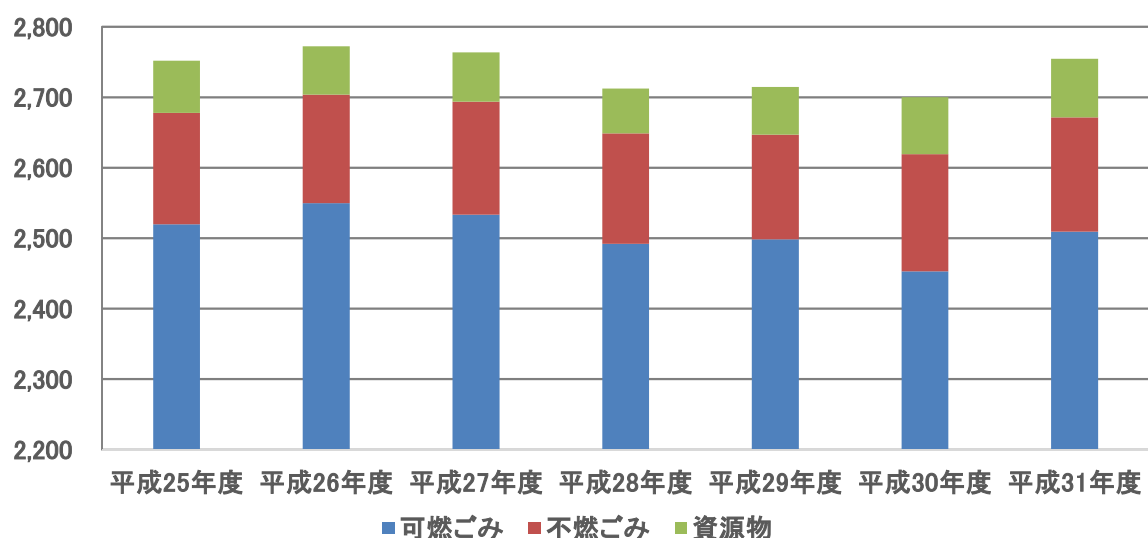
＜事業ごみの種類別排出量の推移＞

(単位：t)

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
可燃ごみ	2,519	2,550	2,533	2,492	2,498	2,453	2,509
不燃ごみ	158	154	161	157	148	166	162
資源物	74	68	70	64	68	81	83
合 計	2,752	2,772	2,763	2,712	2,714	2,700	2,754

(単位：トン)

事業ごみの種類別排出量の推移



(2) ごみ質

① ごみの内訳

平成31年度に排出されたごみの内訳をみると、可燃物が7,001トンで84.7%を占め、不燃物が618トンで7.5%、資源物が647トンで7.8%となっています。

<ごみの内訳>

区 分	排出量(t)	割合(%)
可燃物	7,001	84.7
不燃物	618	7.5
資源物	647	7.8
合 計	8,266	100.0

② 可燃ごみの組成

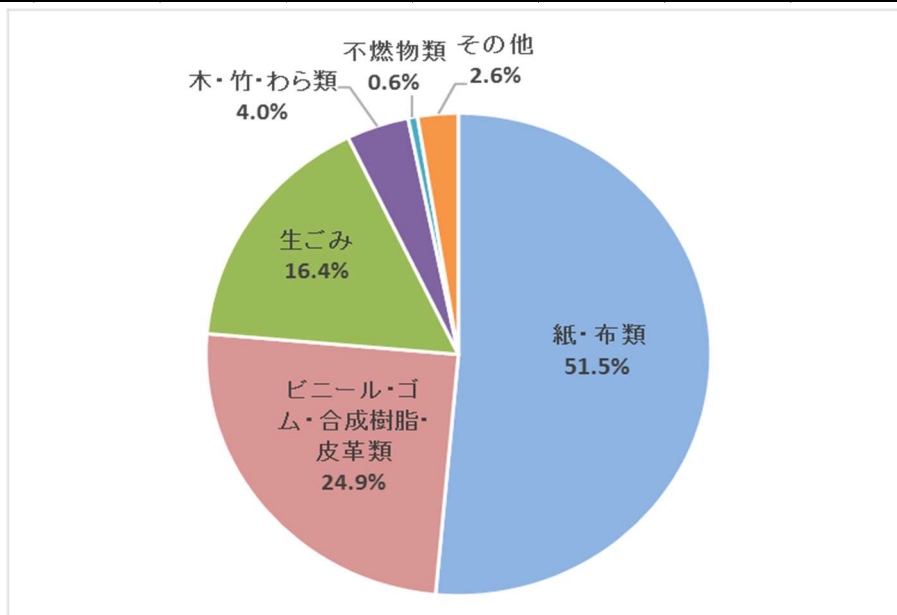
平成25年度から平成31年度に排出された可燃ごみの平均組成は、紙・布類が51.5%と最も多く、次いで、ビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類24.9%、生ごみ16.4%となっています。

また、排出された可燃ごみの成分は、平成25年度から平成31年度の平均で水分が51.5%を占めています。

<可燃ごみの組成分析結果と平均組成>

(単位：%)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平均
紙・布類	61.6	51.0	56.3	48.1	55.6	39.0	48.3	51.5
生ごみ	15.8	14.1	17.9	22.2	8.5	21.9	14.5	16.4
ビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類	17.6	24.5	19.6	22.5	30.0	34.1	26.1	24.9
木・竹・わら類	2.8	4.5	3.2	3.4	4.0	3.3	6.6	4.0
不燃物類	0.0	0.0	0.0	1.1	0.2	0.1	2.9	0.6
その他	2.2	5.9	3.0	2.7	1.7	1.7	1.0	2.6



<可燃ごみの三成分>

(単位：%)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平均
水分	57.4	48.6	49.7	51.9	56.7	48.4	48.0	51.5
灰分	3.0	5.5	4.8	6.6	4.3	5.6	6.0	5.1
可燃分	39.6	45.9	45.5	41.5	39.0	46.0	46.0	43.4

(3) ごみの排出に関する課題

本市におけるごみの排出の状況を踏まえ、課題を整理すると以下のとおりとなります。

① ごみの発生抑制と再使用の推進

本市におけるごみの排出量は、家庭ごみ、事業ごみともに減少の傾向にありますが、1人1日当たりの排出量では増加の傾向にあることから、さらなるごみの発生抑制と再使用の推進に取り組んでいく必要があります。

② 事業ごみの適正な分別の推進

本市で排出されるごみの約3割を占める事業ごみを種類別にみると、資源物として排出されるべきものが、分別されずに不燃ごみとして排出されていることが考えられ、今後は、事業者のごみに対する意識の向上を図りながら、適正な分別の推進に取り組んでいく必要があります。

③ 可燃ごみの減量化

本市において排出された平成25年度から平成31年度の可燃ごみの平均組成は、紙・布類、生ごみ、ビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類が全体の92.8%を占め、可燃ごみの成分では、水分が51.5%を占めています。

特に、紙・布類については、適正な分別による可燃ごみへの混入防止に取り組む必要があります。また、水分を多く含む生ごみについては、水切りの徹底や生ごみ処理機などを活用した堆肥化の推進により、可燃ごみの減量に取り組んでいく必要があります。

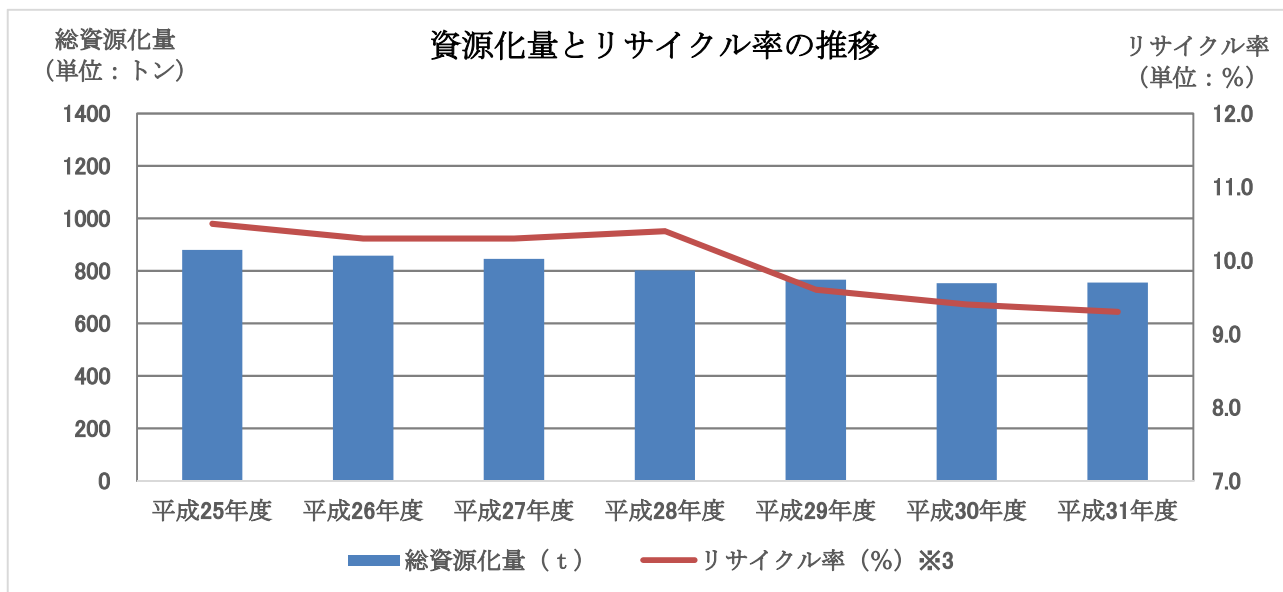
2 資源化の状況と課題

(1) 資源化量とリサイクル率

平成25年度から平成31年度にかけて資源化された量は、約16.4%減少しており、リサイクル率も10.5%から9.3%に低下しています。

<資源化量とリサイクル率の推移>

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
直接資源化量(t)※1	225	196	182	178	153	132	68
中間処理資源化量(t)※2	655	663	664	624	614	621	688
集団回収量(t)	0	0	0	0	0	0	0
総資源化量(t)	880	858	846	802	767	753	756
リサイクル率(%)※3	10.5	10.3	10.3	10.4	9.6	9.4	9.3



(2) 品目別資源化量

資源化量を品目別にみると、平成25年度から平成31年度にかけて、紙類、金属類、ガラス類が減少の傾向にあり、プラスチック類、布類が増加しています。

<品目別資源化量の推移>

(単位：t)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
紙類	424	414	392	365	341	329	341
金属類	41	46	32	38	31	32	28
ガラス類	158	116	139	110	121	105	94
プラスチック類	67	65	66	70	70	71	75
布類	53	59	59	53	52	53	58
その他(蛍光灯など)	136	159	156	165	152	164	160
合 計	880	858	846	802	767	753	756

※1 直接資源化量：中間処理を経ずに資源化された量。本市においては収集業者が売却した資源物の量。

※2 中間処理資源化量：処理施設において行われる焼却、粉碎などの処理を中間処理と言い、中間処理資源化量とは、その際に資源として取り出された量。

※3 リサイクル率：「総資源化量÷総処理量」で計算される廃棄物の資源化の目安。

(3) 資源化に関する課題

本市における資源化の状況を踏まえ、課題を整理すると以下のとおりとなります。

① 分別の徹底

本市における資源化量は減少の傾向にあり、リサイクル率を向上させるためには、市民及び事業者の意識の向上を図りながら、家庭ごみ、事業ごみともにより一層の分別の徹底を図っていく必要があります。

② 紙・布類の資源化の推進

可燃ごみの約5割を占める紙・布類について、再生利用できるものが多く含まれていると考えられるため、分別の徹底及び資源化の推進を図っていく必要があります。

③ 生ごみなどの資源化の推進

可燃ごみの約2割を占める生ごみの資源化の取組みを推進するとともに、今後は、剪定枝や刈草等の草木類の資源化の取組みに向けた検討を行っていく必要があります。

④ 資源物排出機会の提供

現在、資源物の排出機会が毎月1回と限定されていることから、資源化率向上を図るために多様な排出機会を市民に提供し、市民が資源物を排出しやすい体制を構築していく必要があります。

3 ごみ処理の状況と課題

(1) ごみ処理量

① 総処理量

本市において排出され、処理されたごみの総量は、平成25年度以降減少の傾向にあり、平成31年度においては約8,087トンで、うち約8,019トンが松島地区清掃センターで直接焼却または中間処理されています。

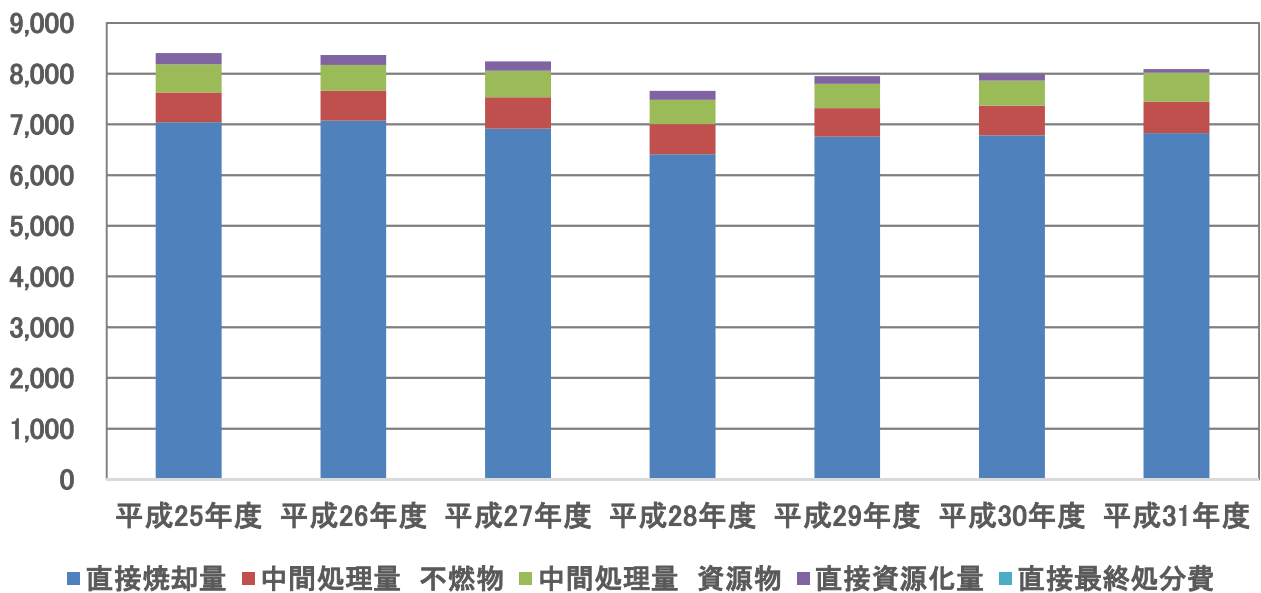
<ごみ処理量の推移>

(単位：t)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
直接焼却量※1	7,037	7,069	6,915	6,409	6,755	6,781	6,822
中間処理量	1,141	1,101	1,138	1,073	1,041	1,076	1,197
不燃物	587	589	615	589	558	586	618
資源物	554	512	524	484	483	489	579
直接資源化量	225	196	182	178	153	132	68
直接最終処分量※2	0	0	0	0	0	0	0
合 計	8,404	8,366	8,235	7,660	7,950	7,990	8,087

(単位:トン)

総処理量の推移



※1 直接焼却量：資源化や粉碎などの処理をせずに焼却処分された量。

※2 直接最終処分量：中間処理を経ずに最終処分（埋め立て）された量。

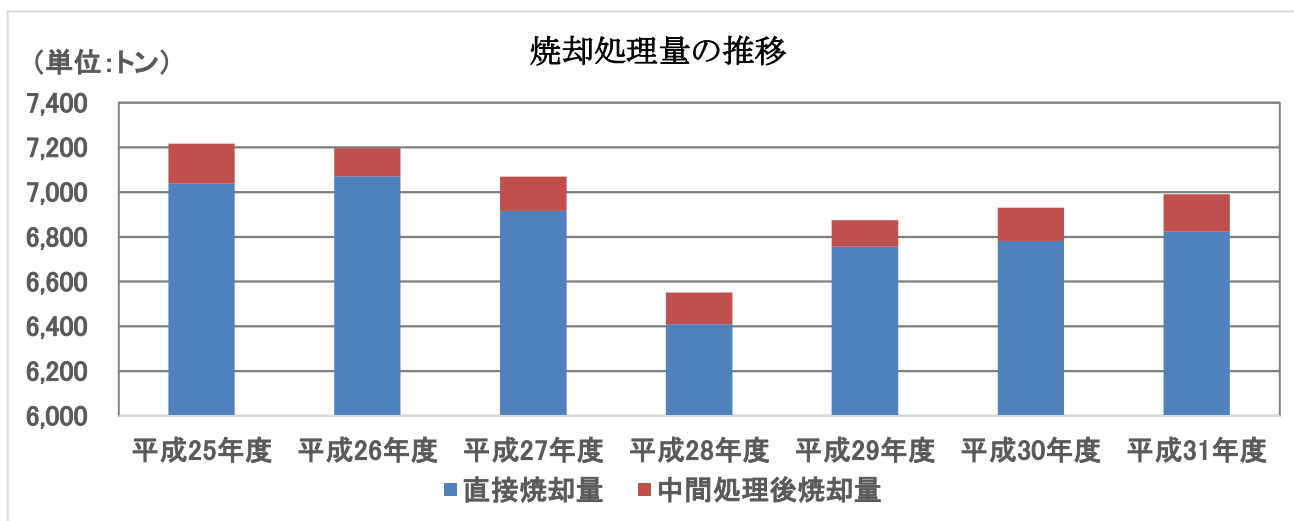
② 焼却処理量

焼却処理量の推移をみると、平成25年度と比較して平成31年度においては、約3.2%減少しています。

<焼却処理量の推移>

(単位：t)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
直接焼却量	7,037	7,069	6,915	6,409	6,755	6,781	6,822
中間処理後焼却量	179	127	154	141	118	148	167
合 計	7,216	7,196	7,069	6,550	6,874	6,930	6,989



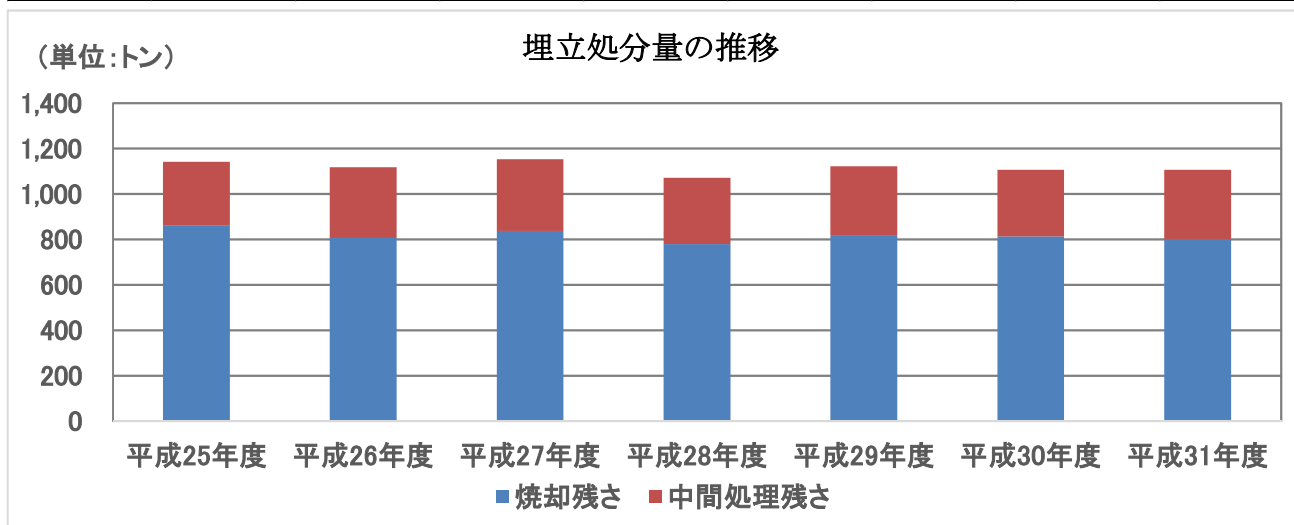
③ 埋立処分量

埋立処分量の推移をみると、平成25年度以降横ばい傾向にあります。

<埋立処分量の推移>

(単位：t)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
焼却残さ	862	806	837	779	818	814	801
中間処理残さ	278	312	316	292	303	292	305
合 計	1,141	1,118	1,153	1,071	1,121	1,106	1,106



※埋立処分量＝焼却残さ＋中間処理残さ。

(2) ごみ処理経費

① ごみ処理経費の内訳

本市のごみ処理に必要な経費については、市の事務費（人件費を除く）、収集運搬に係る委託料、天草広域連合への負担金で構成しています。

ごみ処理経費の推移をみると、平成25年度から新ごみ処理施設建設に伴う経費が発生したため平成27年度まで増加しており、平成28年度以降からは、公債償還費の減額や天草市有明に建設予定であった新ごみ処理施設の建設中止などがあり、減少の傾向にあります。

平成31年度においては409,372千円で、1人当たりの処理経費は15,248円となっています。

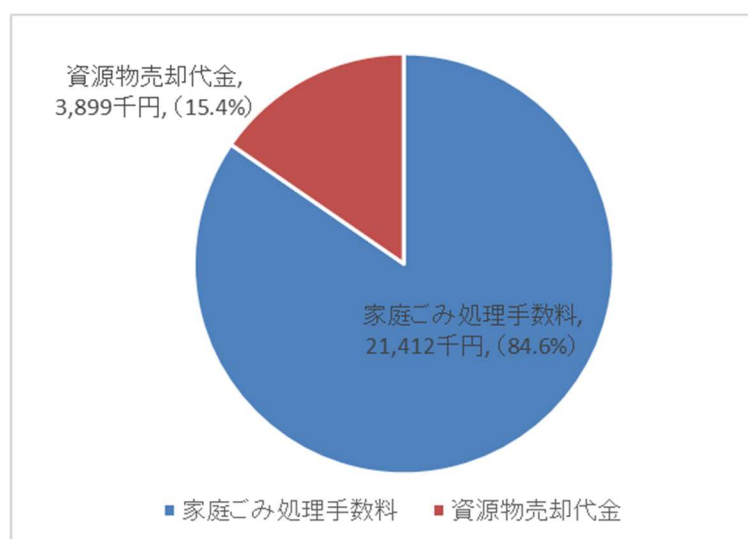
<ごみ処理経費の推移>

(単位：千円)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
事務費	13,958	14,751	16,515	16,612	12,402	13,354	16,906
委託料	79,072	90,764	89,949	87,110	89,039	97,422	99,044
負担金	314,912	349,512	354,394	299,986	304,150	306,288	293,422
清掃総務費	25,489	20,872	19,770	21,375	22,301	16,913	18,020
清掃センター費	248,516	237,007	247,683	228,512	236,933	222,893	230,479
最終処分場費	12,218	39,900	10,948	11,964	9,533	20,143	20,068
再生処理施設費	16,117	18,780	19,162	18,024	24,026	13,728	13,166
施設整備費※	2,949	23,341	47,230	19,367	10,625	32,247	11,689
公債償還費	9,623	9,612	9,601	744	732	364	0
ごみ処理経費(合計)	407,942	455,027	460,858	403,708	405,591	417,064	409,372
1トン当たりの処理経費(円)	48,543	54,390	55,964	52,702	51,021	52,201	50,698
1人当たりの処理経費(円)	13,411	15,247	15,780	14,116	14,459	15,217	15,248

② 平成31年度の収入総額と内訳

平成31年度のごみ処理に伴う収入総額は25,311千円で、その主な内訳は、家庭ごみの収集運搬及び処分に伴う処理手数料（市指定ごみ袋等の販売代金）が21,412千円、資源物売却代金3,899千円となっています。



※施設整備費：新ごみ処理施設建設に伴う経費。

(3) ごみ処理の体制

① 家庭ごみ

本市では、家庭ごみについては、可燃ごみ、粗大ごみ、資源物（20品目）、不燃物（2品目）の23品目に分けて収集、処理しています。

また、雨天時に収集できない資源物（雑誌等の紙類）の回収に対応するため、平成28年3月から大矢野庁舎に、平成31年1月から松島庁舎、姫戸統括支所及び龍ヶ岳統括支所に紙類の拠点回収施設を設けています。

<家庭ごみの分別区分>

収集方式	品目	松島地区清掃センター 市内全域	排出 容器等
ステーション回収	可燃ごみ	生ごみ、紙ごみ、木ごみ、繊維くず、ゴムくず、ビデオテープ・CD・DVD、その他（アルミホイル、ラップ、靴、サンダル、革製品など）	指定袋
	収集頻度	2回/週	
	粗大ごみ	指定袋やコンテナに入らない大型のごみ（家電製品、冷暖房機器、台所用品、家具、寝具、敷物、建具、スポーツ用品、子ども用品、その他1mを超えても収集されるもの（アンテナ、自転車、脚立・はしご、物干し竿、車いすなど）	指定シール
	収集頻度	1回/月	
	分別ごみ（不燃物）		
	機械処理困難物	①破砕が困難なもの（金属工具類、文鎮、剣山などの金属のかたまりなど） ②処理機械に絡みつく恐れがあるもの（針金、ワイヤー、針金ハンガー、スプリング、傘の骨などの細長いものなど）	回収容器 (種類別)
	不燃ごみ	陶磁器、ガラス食器・土鍋、小型の台所用品（「生活金物類」対象品以外）、化粧品・化粧用具、清掃用品、文房具、おもちゃ、ライター、日用雑貨、小型の家電製品（「小型家電」対象品以外）、白熱電球・LED電球、汚れた資源物	
	収集頻度	1回/月	
	分別ごみ（資源物）		回収容器 (種類別)
	缶類	「アルミ・スチール缶」、「スプレー缶」の2種類に分別	
	びん類	「透明びん」、「茶色びん」、「生きびん」、「その他の色びん」の4種類に分別	
	紙類	「紙パック」、「新聞紙・チラシ」「雑誌（書籍・厚紙・他）」、「ダンボール」の4種類に分別	
	プラスチック類	「ペットボトル」、「発泡スチロール」、「容器包装プラスチック」の3種類に分別	
	その他の資源物	「古着類」、「蛍光灯」、「乾電池」、「廃食油」、「小型家電」、「コード類」、「生活金物類」の7種類に分別	
	収集頻度	1回/月	
拠点回収	紙類	紙パック、新聞紙・チラシ、雑誌（書籍・厚紙・他）、ダンボール	
	電池類	小型充電式電池（リチウムイオン電池、ニッケル水素電池など）、コイン電池	
収集しないごみ			
	処理禁止物	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機、パソコン、ディスプレイ	
	排出禁止物	・屋外建造・設置物（金網、看板、カーポート、太陽熱温水器、物置（大型）、看板、物干し台、ボイラー、レールなど） ・建築廃材（瓦、ブロック、レンガ、コンクリート・土砂、タイル、石膏ボード、鉄筋・鉄線・鉄板、材木（大型）、化粧洗面台、浴槽など） ・危険物（ガスボンベ、農薬びん、化学薬品、ドラム缶、バッテリー、灯油・ガソリンなど） ・発動機、発電機（自動車及びその部品、バイク及びその部品、チェーンソー、電動車いす、発電機、船外機、電動機（モーター）など） ・業務用品（農業用ハウスパイプ、農業用ビニール、自動販売機、農機具、漁網、パチンコ台など） ・解体困難物（コンプレッサー、ボーリングボール、ワイヤーロープ、耐火金庫、消火器（未使用）、ポンプ類など）	

② 事業ごみ

事業活動（商店、飲食店、事務所など）によって排出されるごみは、市では収集せず、廃棄物処理法に規定される「事業者自らの責任において適正に処理を行う」とする原則に従い、排出事業者の自己処理、処理施設への直接持込み、または許可業者への委託による収集が行われています。

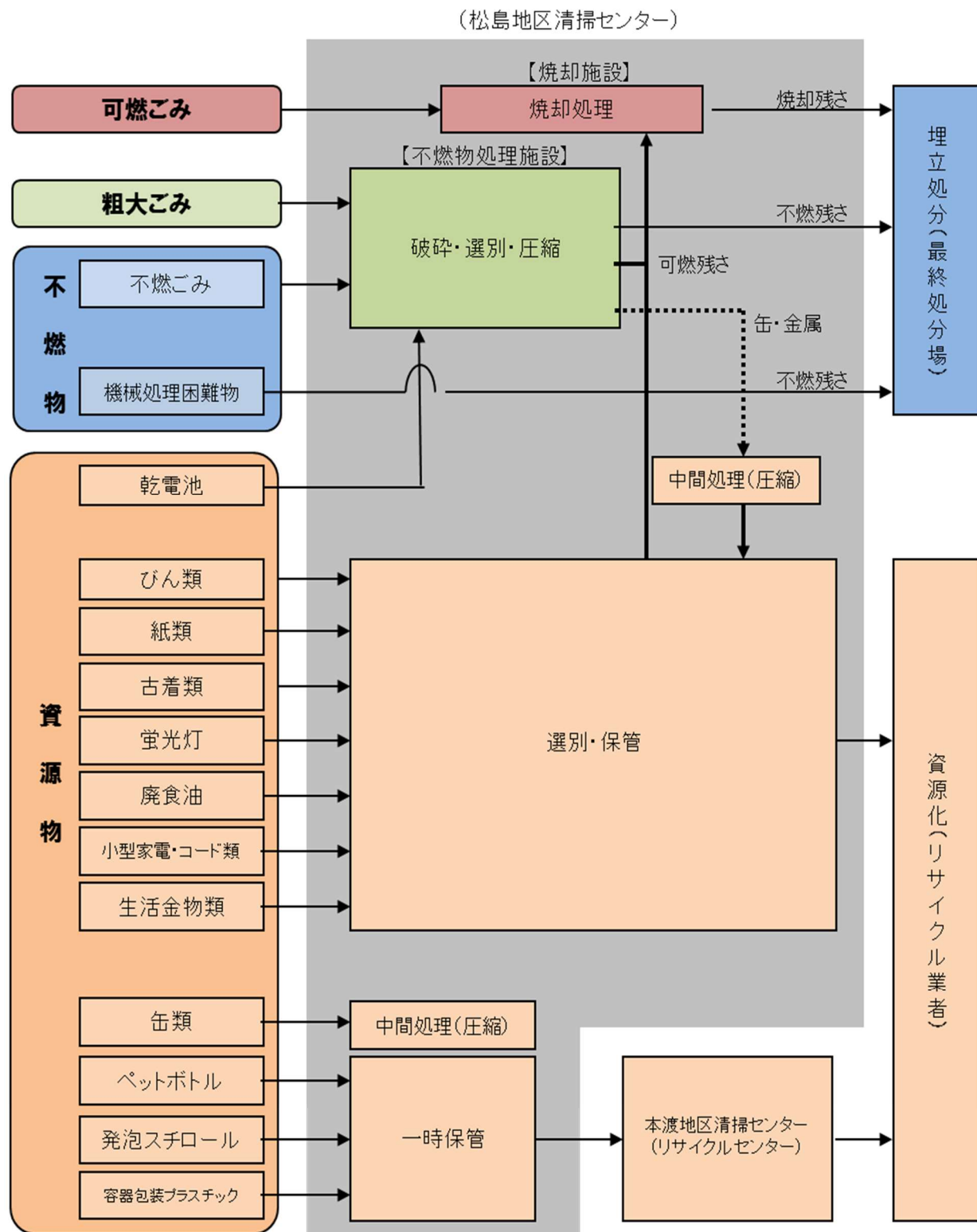
③ ごみ処理と資源物の処理の流れ

本市におけるごみと資源物の処理の流れは、以下のとおりです。

松島地区清掃センターに搬入された可燃ごみ・粗大ごみ・不燃物・資源物は、ペットボトル・発泡スチロール・容器包装プラスチックを除き、清掃センター施設内で処理され、資源化や埋立処分されています。

<ごみ処理と資源物の処理の流れ>

(令和2年4月1日現在)



(4) ごみ処理関連施設

ごみ処理施設

松島地区清掃センター（松島町教良木236番地）

・処理可能物 家庭系・事業系一般廃棄物

・処理方式（能力）

＜可燃ごみ＞ 機械式バッチ炉（1日34トン）17トン／8時間×2炉

＜不燃ごみ＞ 資源破砕併用（1日8トン／5時間）

＜資源物＞ 手・機械選別（保管場所容量内）

(5) ごみの処理に関する課題

本市におけるごみ処理の状況及び今後の施設等の動向を踏まえ、課題を整理すると以下のとおりとなります。

① 適正かつ環境に配慮したごみ処理体制の確立

ごみの収集運搬、中間処理及び最終処分のそれぞれの処理については、民間事業者及び天草広域連合との連携を図りながら必要な体制を確立する必要があります。

今後は、令和9年度に向けて新ごみ処理施設の建設工事が予定されており、適切な建設計画と運営の効率化が求められています。また、収集運搬の体制や広域連合へのごみ処理に係る負担割合の増加が見込まれていることから、ごみのさらなる排出削減に取組み、必要に応じて家庭ごみ手数料の見直しなどにより、ごみ処理経費の適正化を図る必要があります。

② 不法投棄や野焼きなどの不適正処理に関する対策

本市の懸念事項である不法投棄（ポイ捨ても含む）や野焼きなどに対しては、未然防止に向けた啓発や環境パトロールなどを今後も引き続き実施するとともに、地域や関係機関等と連携した監視・通報体制の強化と現状回復等発生後の速やかな対応を図っていく必要があります。

③ 海岸漂着ごみに関する適正処理

本市の懸念事項である海岸域に漂着した流木等については、近年、大型台風、豪雨災害等により増加傾向にあることから、海岸管理者や関係機関等と連携した回収及び適正な処理を実施する必要があります。

④ 災害に備えたごみ処理体制の整備

災害等が発生した際の災害ごみについて、上天草市災害廃棄物処理計画に基づき、迅速かつ円滑な適正処理を行う必要があることから、国、県、周辺自治体や産業廃棄物協会などとの協力体制を更に強化する必要があります。

第2節 生活排水処理の現状と課題

1 生活排水処理の状況と課題

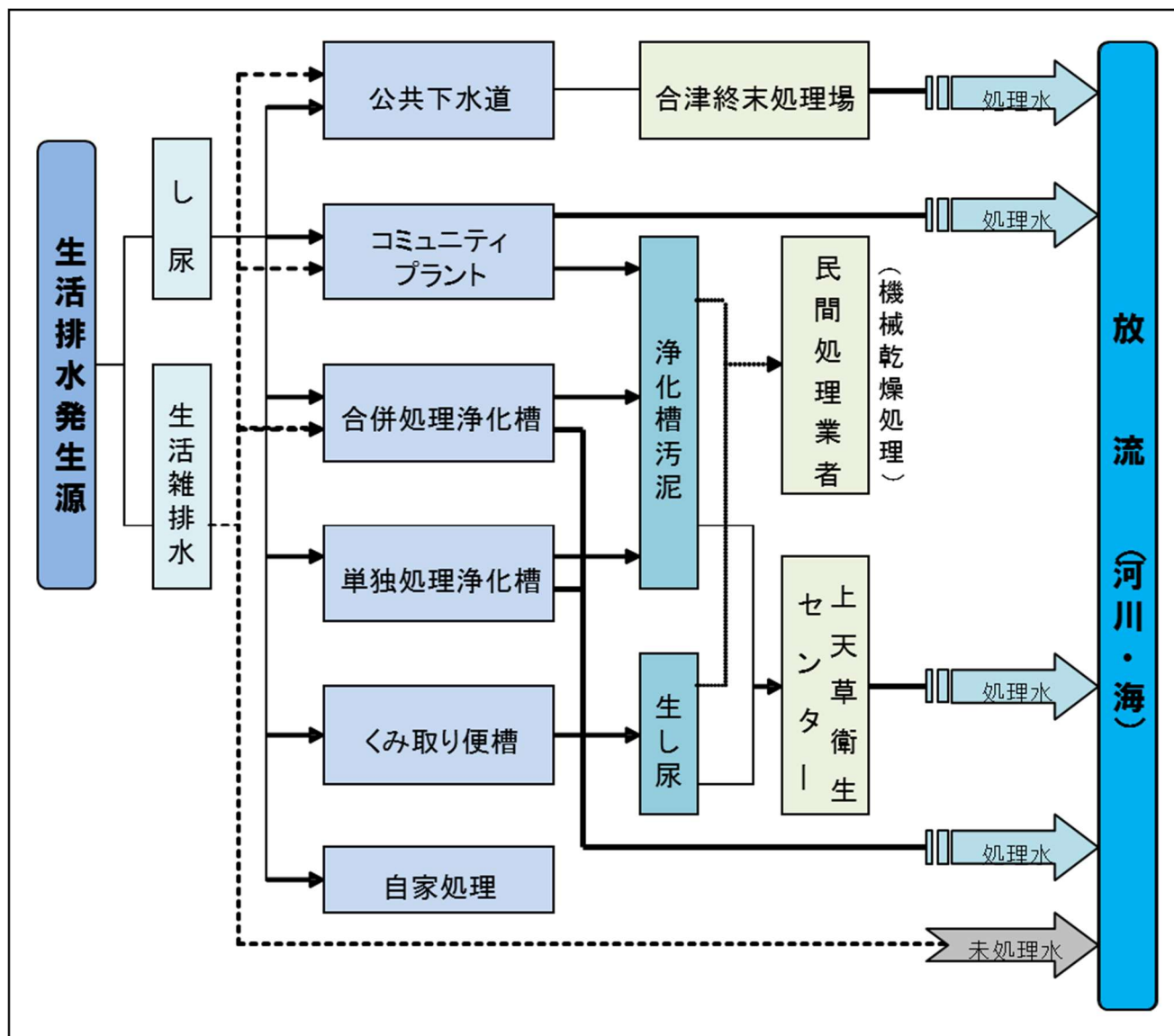
(1) 生活排水の処理体系

本市の生活排水の処理体系は、以下のとおりです。

発生した、し尿及び生活雑排水の処理は、公共下水道、コミュニティプラント※1、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、くみ取り便槽及び自家処理で行われており、その処理の過程で発生した浄化槽汚泥及び生し尿については、一部事務組合の上天草衛生センターの処理施設等で処理を行っています。

＜生活排水の処理体系＞

(令和2年4月1日現在)



※コミュニティプラント：市町村が設置、管理するし尿と生活雑排水を合わせて処理するための小規模な污水处理施設。

(2) 生活排水の処理形態別人口

本市における平成31年度末の処理形態別人口は、以下のとおりです。

し尿と合わせて生活雑排水を処理している生活排水処理率※1は、55.1%で、県下でも下位の状況であり、より一層の生活排水処理率の向上が望まれます。

<平成31年度生活排水処理形態別人口及び生活排水処理率>

処 理 形 態		平成31年度	
		人口（人）	生活排水処理率（%）
1	計画処理区域内人口	26,447	
	2 水洗化・生活雑排水処理人口	14,568	55.1
	下水道	4,401	16.6
	農業集落排水施設	0	0.0
	コミュニティプラント	391	1.5
	合併処理浄化槽	9,776	37.0
	3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	6,238	23.6
	4 非水洗化人口	5,641	21.3
	し尿収集人口	5,637	21.2
	自家処理人口	4	0.1
5	計画処理区域外人口	0	0.0

※生活排水処理率：し尿及び生活雑排水が、下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設により、衛生的に処理されている人口の割合。（生活排水処理率 ＝ 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 人口）

(3) 処理施設の状況等

① 公共下水道

本市の公共下水道事業は、昭和50年度に事業着手し、平成4年4月松島処理区の一部（合津地区）を供用開始して以降、処理区域の拡大を図ってきました。

平成31年度末現在においては、公共下水道の処理人口は4,401人となっています。

下水道終末処理場の施設の概要は以下のとおりで、処理工程で発生する下水道汚泥については、業務委託により堆肥化等のリサイクルを行っています。

＜上天草市合津終末処理場の施設概要＞

施設名称	上天草市合津終末処理場
所在地	熊本県上天草市松島町合津4276番地387
敷地面積	12,972㎡
処理能力	3,000㎥/日
処理方式	オキシデーションディッチ法※1
流入量(日平均)	1,576㎥/日（H31実績）
放流先	八代海
汚泥発生量	294t/年（H31実績）

② コミュニティプラント

コミュニティプラントについては、龍ヶ岳町の災害移転住宅団地に101人槽6基、125人槽3基、150人槽1基の10箇所が整備され、昭和51年度より1,131人の市民が利用可能な設備として稼働しています。平成31年度末現在の処理人口は391人となっています。

※オキシデーションディッチ法：汚水を攪拌機で空気と混ぜることにより微生物による汚水の分解を促進し、最終沈殿池で汚泥と処理水とを分離する方法。

③ 合併処理浄化槽

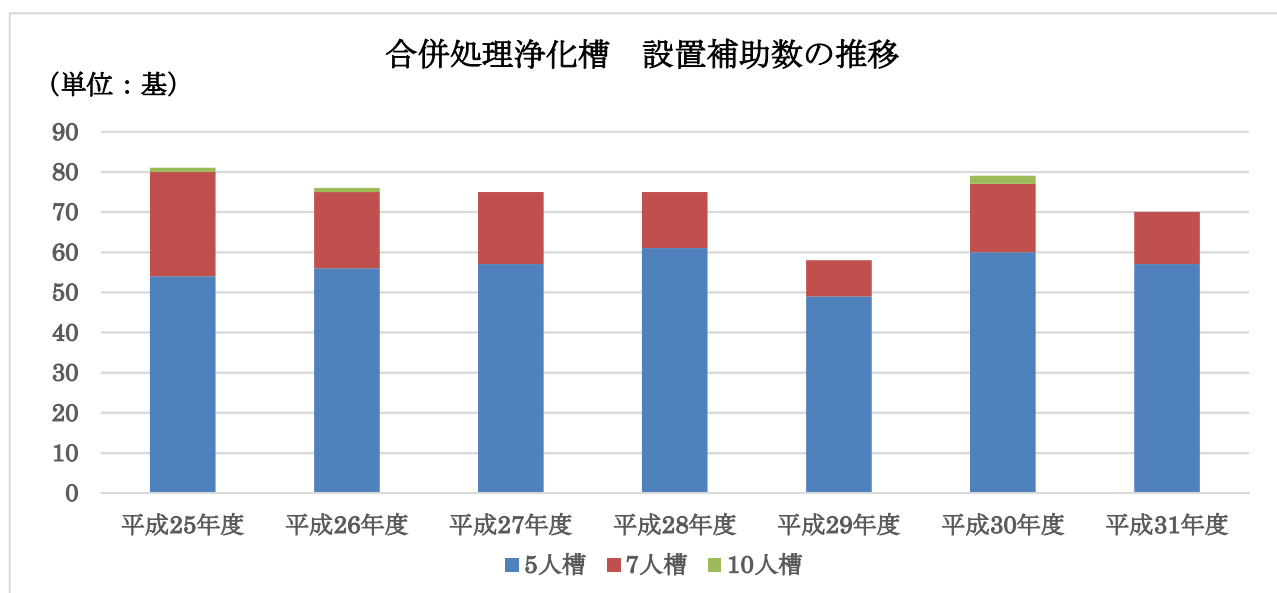
合併処理浄化槽については、平成12年の浄化槽法改正により集合処理施設が整備されていない地域では、新設の際は合併処理浄化槽の設置が義務づけられ、し尿のみを処理する単独処理浄化槽が既に設置されている所については、合併処理浄化槽への転換を求めるなど、設置促進のための補助事業を展開しています。

補助による合併処理浄化槽の設置状況は以下のとおりで、平成25年度の81基から若干の減少傾向にあり、平成31年度においては70基となっています。

＜合併処理浄化槽 設置補助数の推移＞

(単位：基)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
5人槽	54	56	57	61	49	60	57
7人槽	26	19	18	14	9	17	13
10人槽	1	1	0	0	0	2	0
合 計	81	76	75	75	58	79	70



(4) し尿及び浄化槽汚泥処理の状況

① し尿及び浄化槽汚泥の処理量

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理量は、以下のとおりです。

公共下水道及び合併処理浄化槽等の普及に伴い、生し尿が年々減少し、一方、浄化槽汚泥が若干の増加傾向にあります。

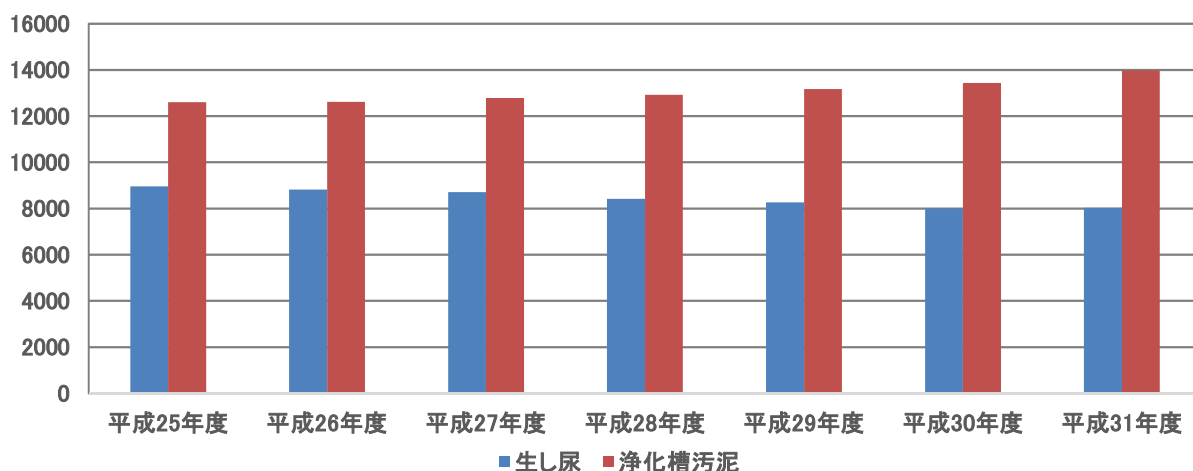
＜し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移＞

(単位：kℓ)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
生し尿	8957	8810	8703	8,417	8,259	7,999	8,025
浄化槽汚泥	12597	12605	12772	12,917	13,160	13,421	13,961
合 計	21,554	21,415	21,475	21,334	21,419	21,420	21,986

(単位：キロリットル)

し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移



② し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集区域は、行政区域の全域を対象としています。し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬については、市内の許可業者（3社）へ各戸の依頼により戸別収集が行われています。

③ し尿処理施設の概要

本市より排出されるし尿及び浄化槽汚泥については、湯島地区を除き、一部事務組合の上天草衛生センターにおいて全量処理を行っています。当該施設の概要は以下のとおりとなっており、昭和45年に旧大矢野町、松島町、有明町及び栖本町の4町がし尿の共同処理を目的に「上天草衛生施設組合」として設立された一部事務組合で、その後平成14年に東天草衛生施設組合（旧姫戸町、龍ヶ岳町、御所浦町、倉岳町）と統合して、8町で構成する上天草衛生施設組合として再スタートしましたが、途中構成町の合併もあり、現在は上天草市、天草市で構成されています。

また、平成15年から16年にかけて、当施設を最大限に生かしたりリニューアルの方法を採用し、資源循環型の汚泥再生処理センター建設等の整備がなされ、処理工程で発生する汚泥等で発酵堆肥を製造し自然に還元、また、処理水の一部は、処理施設の洗浄水や浄化槽の張り水として再利用されています。

平成19年2月より海洋投入処分が禁止されたことから、湯島地区で排出されるし尿については、民間処理業者へ処理を委託しています。

<上天草衛生センターの施設概要>

施設名称	上天草衛生センター
所在地	熊本県天草市有明町楠甫6030番地
敷地面積	約24,696 m ²
処理能力	(1) し尿等：115 kℓ／日 (し尿：43 kℓ／日、浄化槽汚泥：72 kℓ／日) (2) 厨芥：1.2 t／日 (3) 集落排水汚泥：0.8 t／日
処理方式	浄化槽汚泥の混入率の高い脱窒素処理方式＋汚泥堆肥化方式
放流先	有明海
放流量	100 m ³ ／日
肥料製造量	0.5 t／日
肥料利用先	農地及び緑地

（５）生活排水処理経費の状況

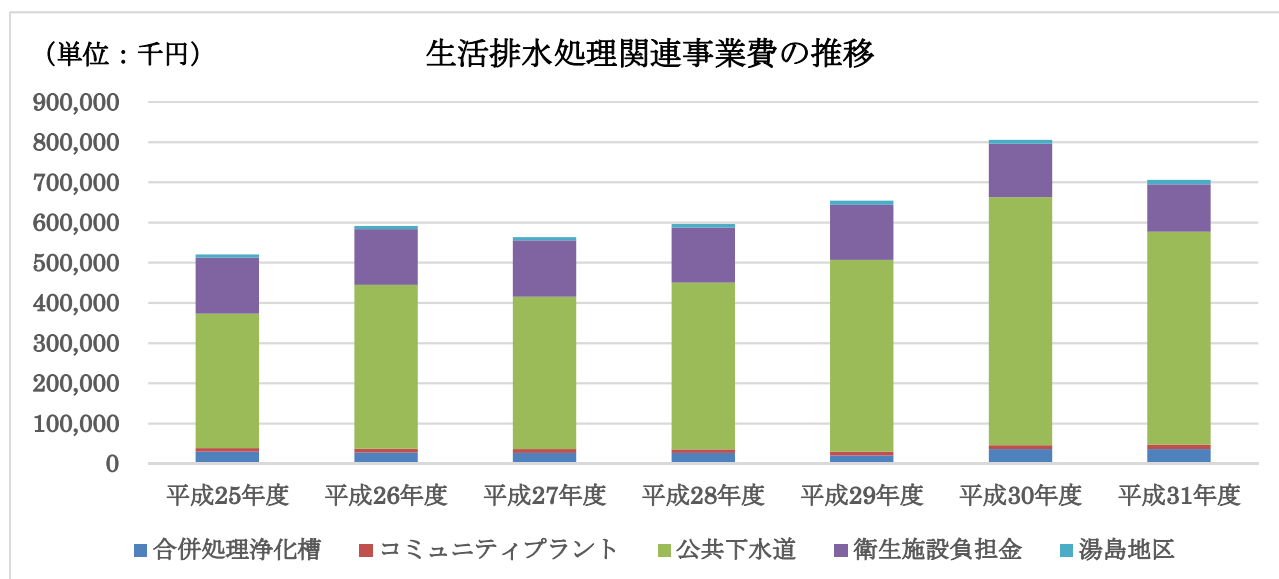
平成２５年度以降の生活排水処理関連事業費の推移は以下のとおりで、事業費は平成２５年度以降、増加傾向にあります。

平成３１年度の主な内訳は、公共下水道関連で５億２，９９０万４千円、上天草衛生センター負担金で１億１，８２５万１千円、合併処理浄化槽関連で３，５５６万円となっています。

＜生活排水処理関連事業費の推移＞

（単位：千円）

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
合併処理浄化槽	29,240	27,006	26,376	26,048	19,994	35,695	35,560
コミュニティプラント	9,430	10,020	9,866	9,343	9,731	9,836	11,302
公共下水道	334,348	407,318	379,179	414,571	477,125	617,111	529,904
衛生施設負担金	139,679	138,826	139,973	137,610	137,188	132,923	118,251
湯島地区	7,640	7,866	7,866	8,681	9,828	9,828	10,979
合 計	520,337	591,036	563,260	596,253	653,866	805,393	705,996



(6) 生活排水処理に関する課題

本市における生活排水処理の状況を踏まえ、課題を整理すると以下のとおりとなります。

① 経済的かつ効率的な施設の整備

生活排水処理施設の施設整備には多額な費用を要し、市の財政への圧迫も懸念されることから、より経済的かつ効率的な整備手法を採用する必要があります。

② 生活雑排水の適正処理の推進

生活雑排水の適正処理を推進するためには、公共下水道や合併処理浄化槽による処理を促進する必要があり、下水道認可区域外の地域には、今後も合併処理浄化槽への補助を継続的に実施し、生活排水処理率の向上を図る必要があります。

また、公共下水道においては施設の老朽化が進む中、下水道に求められる機能の低下を未然に防止し、施設の延命化を図るため、下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的な改築を実施していく必要があります。

③ 収集運搬体制の整備

将来、生活排水処理のうち、くみ取り世帯の割合は減少すると思われますが、公共下水道区域外では、合併処理浄化槽の普及を推進していくため、今後も安定した収集運搬体制を維持する必要があります。

④ 浄化槽の適正管理の推進

公共用水域に放流する浄化槽については、市民、事業者が定期的な清掃や保守点検及び法定検査を行い、浄化機能の低下を招かないよう管理していく必要があります。

第3章 一般廃棄物の将来推計

第1節 ごみ処理に関する将来推計

1 ごみ排出量の予測（排出抑制等の施策を実施しない場合）

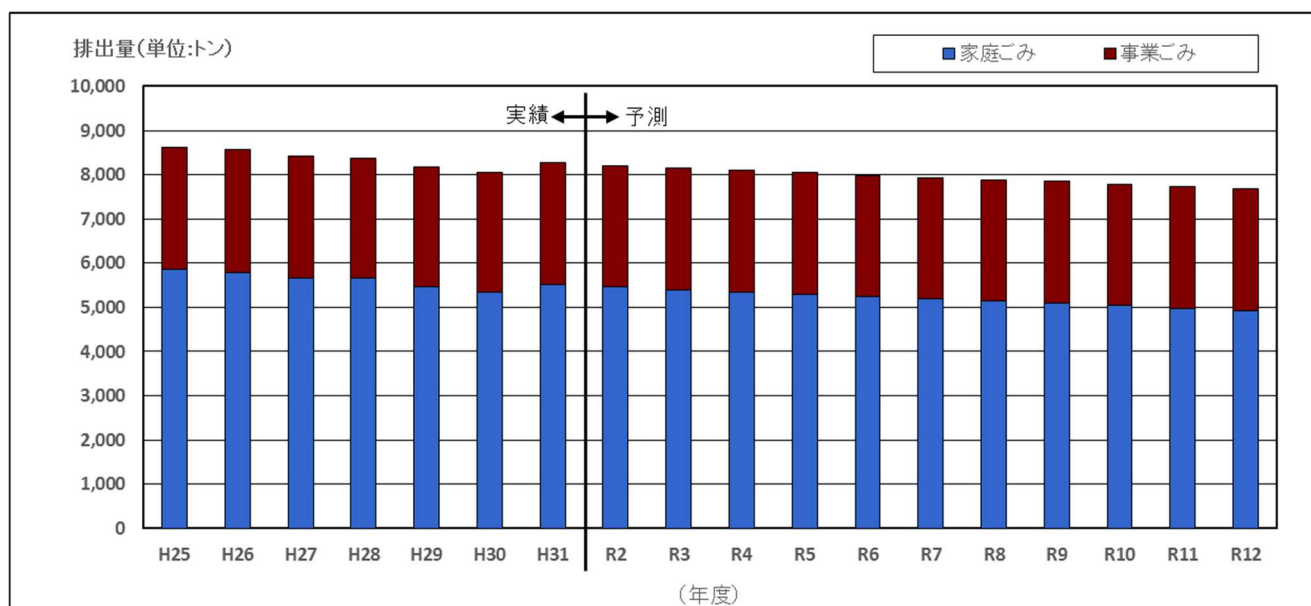
ごみの排出抑制等の施策を実施しない場合のごみ排出量の将来予測は、以下のとおりです。

予測の結果、人口の減少に伴って、ごみの総排出量は減少するものと見込まれます。しかし、1人1日当たりのごみ排出量では、平成25年度と比較して令和12年度は約12.7%増加する見込みです。

<ごみ排出量の将来予測>

年 度	将来人口 (推計) (人)	家庭ごみ (t/年)	事業ごみ (t/年)	総排出量 (t/年)	1人1日 当たり (g/人・日)	
H25	30,419	5,868.7	2,751.8	8,620.4	776.4	実績
H26	29,843	5,789.7	2,772.1	8,561.8	786.0	
H27	29,205	5,667.5	2,763.5	8,430.9	790.9	
H28	28,599	5,654.8	2,712.0	8,366.8	801.5	
H29	28,051	5,465.1	2,714.4	8,179.5	798.8	
H30	27,408	5,348.0	2,699.7	8,047.7	804.5	
H31	26,848	5,511.9	2,754.4	8,266.2	843.5	
R2	26,684	5,472.0	2,760.0	8,232.0	845.2	予測
R3	26,388	5,412.0	2,760.0	8,172.0	848.5	
R4	26,118	5,356.0	2,760.0	8,116.0	851.4	
R5	25,862	5,318.0	2,768.0	8,086.0	856.6	
R6	25,613	5,253.0	2,760.0	8,013.0	857.1	
R7	25,366	5,202.0	2,760.0	7,962.0	860.0	
R8	25,118	5,151.0	2,760.0	7,911.0	862.9	
R9	24,868	5,114.0	2,768.0	7,882.0	868.4	
R10	24,616	5,048.0	2,760.0	7,808.0	869.0	
R11	24,363	4,996.0	2,760.0	7,756.0	872.2	
R12	24,111	4,945.0	2,760.0	7,705.0	875.5	

※予測値については、天草広域連合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を基に算出。



2 ごみ処理量の予測（排出抑制等の施策を実施しない場合）

ごみの排出抑制等の施策を実施しない場合のごみ処理量の将来予測は、以下のとおりです。

予測の結果、ごみ総排出量の減少に伴い、ごみ総処理量は減少するものと見込まれ、焼却処理量及び埋立処分量についても同様に減少する見込みです。

平成25年度と比較して令和12年度は、資源化量は約27.5%減少し、リサイクル率は10.5%から9.0%に低下する見込みとなっています。

<ごみ処理量の将来予測>

（単位：t）

年 度	総処理量				焼却 処理量	埋立 処分量	資源化量	リサイクル 率(%)	
	直接焼却	中間処理	直接 資源化						
H25	8,404	7,037	1,141	225	7,216	1,141	880	10.5	実績
H26	8,366	7,069	1,101	196	7,196	1,118	858	10.3	
H27	8,235	6,915	1,138	182	7,069	1,153	846	10.3	
H28	7,660	6,409	1,073	178	6,550	1,071	802	10.4	
H29	7,950	6,755	1,041	153	6,874	1,121	767	9.6	
H30	7,990	6,781	1,076	132	6,930	1,106	753	9.4	
H31	8,087	6,822	1,197	68	6,989	1,106	756	9.3	
R2	8,245	6,988	1,193	64	7,154	1,123	747	9.1	予測
R3	8,187	6,939	1,185	63	7,104	1,115	742	9.1	
R4	8,129	6,892	1,174	63	7,055	1,107	736	9.1	
R5	8,100	6,870	1,168	62	7,032	1,103	731	9.0	
R6	8,028	6,809	1,157	62	6,970	1,093	725	9.0	
R7	7,976	6,768	1,147	61	6,927	1,085	718	9.0	
R8	7,924	6,725	1,138	61	6,883	1,078	713	9.0	
R9	7,896	6,704	1,132	60	6,861	1,073	708	9.0	
R10	7,822	6,642	1,120	60	6,798	1,063	702	9.0	
R11	7,769	6,599	1,111	59	6,753	1,056	695	9.0	
R12	7,719	6,558	1,102	59	6,711	1,049	690	9.0	

※予測値については、天草広域連合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を基に算出。

3 ごみ処理費用の予測（排出抑制等の施策を実施しない場合）

ごみの排出抑制等の施策を実施しない場合のごみ処理費用の将来予測は、以下のとおりです。

予測の結果、新ごみ処理施設の建設により天草広域連合への負担金等の増加が見込まれています。

また、新ごみ処理施設が稼働開始となる令和9年度においては、運搬距離の延長による収集運搬委託料が増大することが見込まれ、また、ごみ処理に係る天草広域連合への負担金の割合が不透明な状況であることから、今後も引き続き注視していく必要があります。

＜ごみ処理費用の将来予測＞

年度	事務費	委託料	負担金	経費合計	1人当たりの処理経費	
	(千円/年)	(千円/年)	(千円/年)	(千円/年)	(円/人)	
H25	13,958	79,072	314,912	407,942	13,411	実績
H26	14,751	90,764	349,512	455,027	15,247	
H27	16,515	89,949	354,394	460,858	15,780	
H28	18,095	87,110	288,653	391,029	13,756	
H29	14,820	89,039	308,058	406,310	14,695	
H30	15,936	97,422	304,263	402,507	14,979	
H31	16,084	99,044	270,429	369,583	14,164	
R2	16,114	102,104	324,702	442,920	17,041	予測
R3	15,927	107,607	352,181	475,715	18,616	
R4	15,436	107,607	357,335	480,378	19,097	
R5	14,945	107,607	332,272	454,824	18,358	
R6	14,454	107,607	353,332	475,393	19,479	
R7	13,963	107,607	321,261	442,831	18,421	
R8	13,472	107,607	274,342	395,421	16,703	
R9	12,981	215,214	307,427	535,622	22,986	
R10	12,490	215,214	411,363	639,067	27,872	
R11	11,999	215,214	466,753	693,966	30,769	
R12	11,508	215,214	466,753	693,475	31,264	

※負担金を除く予測値については、過去の実績値を基に算出し、負担金は、天草広域連合長期財政計画を基に算出。

第2節 生活排水処理に関する将来推計

1 生活排水処理形態別人口の予測

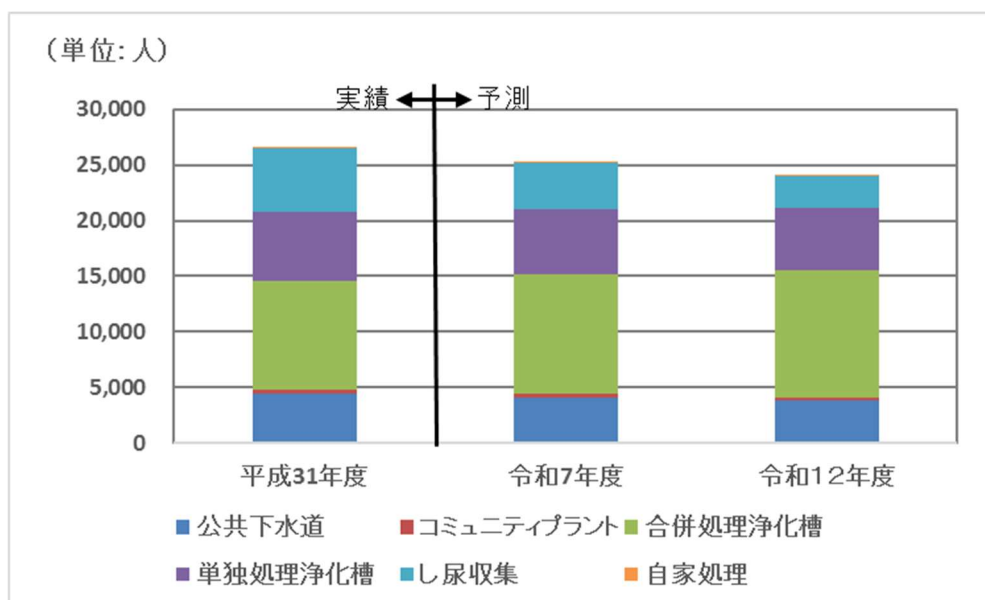
生活排水処理形態別人口の将来予測は、以下のとおりです。

予測の結果、生活排水処理計画人口は、令和12年度で24,040人になる見込みで、処理形態別にみると、し尿収集については大幅に減少し、公共下水道及び合併処理浄化槽に転換されると予測されます。

＜生活排水処理形態別人口の将来予測＞ （単位：人）

区 分	平成31年度	令和7年度	令和12年度
公共下水道	4,401	4,086	3,823
コミュニティプラント	391	325	271
合併処理浄化槽	9,776	10,708	11,485
単独処理浄化槽	6,238	5,843	5,513
し尿収集	5,637	4,169	2,944
自家処理	4	4	4
処理計画人口	26,447	25,135	24,040

※予測値については、過去の実績値を基に算出。



2 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の予測

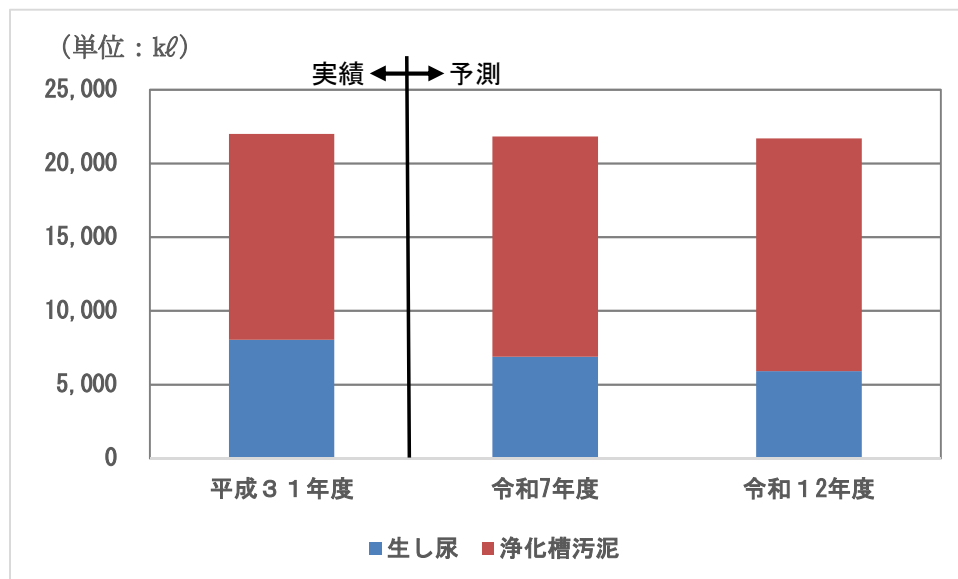
し尿及び浄化槽汚泥排出量の予測は以下のとおりです。

予測の結果、令和12年度においては、生し尿が5,913kℓ、浄化槽汚泥が15,776kℓと予測されます。

＜し尿及び浄化槽汚泥排出量の将来予測＞ （単位：kℓ）

区 分	平成31年度	令和7年度	令和12年度
生し尿	8,025	6,873	5,913
浄化槽汚泥	13,961	14,951	15,776
合 計	21,986	21,824	21,689

※予測値については、過去の実績値を基に算出。



第4章 基本計画

第1節 ごみ処理編

1 基本方針

持続可能な地域社会を創るために、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済構造から脱却し、3R（リデュース、リユース、リサイクルの3つのRによる省資源利用）活動などの資源の有効利用や分別の促進によるごみの減量化、資源の再利用化などにより、市民、事業者及び行政が連携・協働し、循環型社会の実現に取り組む必要があります。

国際的な動向としては、持続可能でよりよい社会の実現を目指すSDGsが採択されました。国も持続可能な社会づくりの総合的取組みを示した第四次循環型社会形成推進基本計画の策定、プラスチックの資源循環を総合的に推進するためプラスチック資源循環戦略の策定、食品ロス削減推進法の施行など循環型社会の実現に向けた取組みが進められています。

このような情勢を踏まえ、上天草市のごみ処理における取組みの柱となる基本方針を次のとおり定め、第2次上天草市環境基本計画の重点施策に掲げる『ごみを減らし、持続可能な循環型社会を目指すまちづくり』を目指します。

（1）市民・事業者・行政の協働による3Rの更なる推進

循環型社会形成推進基本法に基づき、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rの取組みを促進し、市民・事業者・行政の協働による環境に優しいライフスタイルへの転換を目指します。

（2）適正・効率的かつ持続可能なごみ処理体制の整備

ごみの収集運搬から処理に至るまで、安定かつ効率的に行うため、関係機関と連携し、また令和9年4月から稼働予定である新ごみ処理施設の運用等についても、ごみの処理が滞ることがないよう安定・効率的かつ持続可能なごみ処理体制を確立します。

2 基本施策

2つの基本方針ごとの基本的な施策を次のとおりとします。

（1）市民・事業者・行政の協働による3Rの更なる推進

① 発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の更なる推進

循環型社会の構築に向け、3Rのうち国が示す優先度が最も高い「発生抑制（リデュース）」及びリデュースに次いで優先度が高い「再使用（リユース）」の更なる推進を図り、環境に配慮した事業活動やごみの発生そのものを抑制するライフスタイルへの転換を促していきます。

② ごみの分別の徹底と再生利用（リサイクル）の更なる推進

家庭や事業所から排出されるごみの分別の徹底及び適正化を図り、再生利用の更なる推進を図ります。

③ 教育、啓発活動の充実

ごみの減量とリサイクルを推進するためには、市民、事業者及び市が協働して

取り組んでいくことが重要であり、学校・地域における出前講座の実施、行政区における分別指導や市民等による自主的な活動を支援し、積極的な情報提供などを行います。

(2) 適正・効率的かつ持続可能なごみ処理体制の整備

① ごみ処理体制の安定と効率化

収集運搬・中間処理・最終処分のあり方を検証し、新ごみ処理施設の稼働に向けて民間事業者や天草広域連合などとの連携を図りながら、安定的かつ効率的で持続可能なごみ処理体制の確立に努めます。

② 不適正処理に関する対策

不法投棄や野焼きなどの未然防止策の実施や地域などと連携した監視・通報体制の強化を図り、発生後は、現状回復等速やかに対応を行います。

③ その他ごみの処理に関し必要な事項

災害発生時の災害ごみや海岸漂着ごみに関しては、関係機関等との連携による回収及び処理体制を整備します。

3 数値目標

数値目標は、1人1日当たりのごみ排出量、リサイクル率及びごみの総排出量の3つを指標とし、環境基本計画との整合性を図り、以下のとおり設定します。

(1) 1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)

平成31年度 (実績値)	令和7年度		令和12年度	
	(予測値)	(目標値)	(予測値)	(目標値)
843.5	860.0	821.8	875.5	800.0

(2) リサイクル率 (%)

平成31年度 (実績値)	令和7年度		令和12年度	
	(予測値)	(目標値)	(予測値)	(目標値)
9.3	9.0	10.7	9.0	12.4

(3) ごみ総排出量 (t/年度)

平成31年度 (実績値)	令和7年度		令和12年度	
	(予測値)	(目標値)	(予測値)	(目標値)
8,266	7,962	7,609	7,705	7,040

※予測値とは、ごみの排出抑制等の施策を実施しなかった場合の値になります。

4 目標達成に向けた取組み

(1) 施策の体系

『ごみを減らし、持続可能な循環型社会を目指すまちづくり』

市民・事業者・行政の協働による3Rの更なる推進

発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の更なる推進

- ・ 容器包装及びプラスチックごみ等の発生抑制
- ・ 可燃ごみの減量
- ・ 食品ロスの削減
- ・ 再使用の促進

ごみの分別の徹底と再生利用（リサイクル）の更なる推進

- ・ 分別の徹底
- ・ 生ごみなどの分別と資源化の検討
- ・ 資源物の排出機会の提供
- ・ 学校給食残さ物の堆肥化推進
- ・ 再生品の積極的な利用
- ・ 小型家電の回収推進
- ・ 資源化の支援

教育、啓発活動の充実

- ・ 学校や地域における環境教育・環境学習の実施
- ・ 市民等の自主的活動の推進
- ・ 情報提供の充実

適正・効率的かつ持続可能なごみ処理体制の整備

ごみ処理体制の安定と効率化

- ・ 収集運搬体制
- ・ 中間処理体制
- ・ 最終処分場

不適正処理に関する対策

- ・ 不法投棄や野焼きの防止策
- ・ 関係機関等との連携による監視・通報体制等の強化

その他ごみの処理に関し必要な事項

- ・ 災害ごみの処理体制の強化
- ・ 海岸漂着ごみの適正処理
- ・ 適正処理困難物への対応

(2) 各主体の取組み

【市民・事業者・行政の協働による3Rの更なる推進】



主 体	発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の更なる推進
市 民	・ 買い物の際はマイバッグを持参し、過剰包装などは断ります。 ・ マイボトル、マイカップ及びマイ箸を利用します。 ・ 無駄な買い物は止め、野菜などは極力裸売りのものを選ぶようにしてごみとなるものは購入しないなど、計画的な買い物を行います。 ・ 物は大切に長く使い、使い捨て商品の使用を抑制し、繰返し使用できる詰替え商品などの選択、使用に努めます。 ・ 食材は使い切るようにして無駄を省き、食べ残しはなくすよう努めます。 ・ 家庭から出るごみは正しく分別し、可燃ごみの減量に努めます。 ・ 生ごみ処理機を活用した生ごみの堆肥化に努め、排出する場合には十分に水切りを行います。 ・ 食品ロスの削減に努めます。
事業者	・ レジ袋削減（マイバッグ）推進運動に積極的に参加し、レジ袋の削減を推進します。 ・ 排出者責任や拡大生産者責任があることを認識し、ごみの発生抑制と適正な分別に努めます。 ・ 会議等においてペーパーレス化を図ります。 ・ 包装の簡略化や食品トレイの使用が削減される販売方法を検討します。 ・ 食品ロスの削減に努めます。
市	（容器包装及びプラスチックごみ等の発生抑制） ・ レジ袋削減（マイバッグ）推進運動などにより、買い物の際のレジ袋や過剰包装の辞退、使い捨て商品の使用の抑制等に関する啓発に取組みます。 ・ マイボトル、マイカップ及びマイ箸の利用促進を図りプラスチックごみ等の発生抑制に努めます。 （可燃ごみの減量） ・ 紙類やプラスチック類、不燃物などの適正な分別による可燃ごみへの混入防止策を検討するとともに、水分を多く含む生ごみについては、発生の抑制や啓発による生ごみの水切りの励行、購入費補助の継続による家庭用生ごみ処理機等の導入を促進し、生ごみの集団処理への拡大に取組みます。 （食品ロスの削減） ・ 食品ロスの削減に向けて、「3010 運動」の推進及びフードドライブ活動等を実施します。 ・ 家庭から出る生ごみの堆肥化に向けて、取組み等を推進します。 （再使用の促進） ・ リサイクルショップやフリーマーケットなどに関する情報を紹介し、市民等の積極的な活用を促進します。

主 体	ごみの分別の徹底と再生利用（リサイクル）の更なる推進
市 民	・資源物は分別ルールやマナーを守り排出します。特に紙類及びプラスチック類については、より一層の分別に努めます。 ・生ごみ処理機などを活用した生ごみの堆肥化に努めます。 ・店舗などが行う資源物の店頭回収などに積極的に協力します。 ・家電リサイクル法対象の廃家電製品は、決められた方法で適正に処理し、パソコンや携帯電話などを処理する際は、再資源化する取組みに協力します。 ・再生利用品を積極的に利用します。
事業者	・容器や包装については、リサイクルしやすい商品（素材）のものを製造または使用します。 ・引き取った廃家電製品は適正に管理し、製造業者に引き渡します。 ・資源物の分別を徹底し、適正なリサイクルルートを確保します。 ・食品トレイや牛乳パックの店頭回収等を実施し、リサイクルに資する取組みを行います。 ・事務所から発生する紙ごみを分別し、古紙回収に回して資源化を図ります。 ・再生利用品を積極的に利用し、環境に配慮した製品を使用します。
市	（分別の徹底） ・紙類やプラスチック類などの資源物が、可燃ごみの中に多く混入されていることから、分別の徹底について継続して啓発を行います。特に、事業者に対しては、事業ごみの適正な分別を促進し、資源化の推進を図るため、「事業所版ごみ分別の手引き」を作成します。食品トレイや牛乳パックなどの店頭回収の取組みの実施について働きかけます。 ・資源物の売却益の一部を各行政区に還元し、分別に対する意識高揚を図り資源化を促進します。 ・市民レベルでのごみの減量化に取り組むため、環境美化推進員を募集し分別の徹底を図りごみの減量・資源化を推進します。 ・更なる分別の推進、分別意識の高揚を図るため、一般廃棄物処理手数料の改定を検討します。 （生ごみなどの分別と資源化の検討） ・生ごみや廃食油の分別による資源化及び利活用、草木類の資源化に向けた堆肥化システムの構築の検討を行い、資源化の取組みを実施します。 （資源物の排出機会の提供） ・資源物の排出機会が毎月1回と限定されていることから、資源化率向上を図るために多様な排出機会を市民に提供し、市民が資源物を排出しやすい体制を構築します。 （学校給食残さ物の堆肥化推進） ・学校給食で発生する残さ物の堆肥化に取組み、可燃ごみの減量化と資源化率の向上を図ります。

	(再生品の積極的な利用) ・再生品の積極的な利用などによるグリーン購入の推進を図ります。 (小型家電の回収推進) ・小型家電について、本市と協定を締結している事業者との宅配回収の利用促進を図ります。 (資源化の支援) ・離島から廃棄用車両（使用済自動車）を搬出する際の海上輸送費の一部を補助します。
--	---



主 体	教育、啓発活動の充実
市 民	・ごみ問題に関心を持ち、ごみ問題の現状や対策に関する知識や理解を深めます。 ・ごみ問題に関する学習会やイベント等に積極的に参加します。 ・地域の環境美化活動や清掃活動に積極的に参加します。
事業者	・ごみ問題に関する教育により、従業員の意識向上を図り、ごみの減量と資源化に資する取組みの実践行動につなげます。 ・ごみ問題に関する研修会やイベント等に積極的に参加します。 ・地域の環境美化活動や清掃活動に積極的に参加します。
市	(学校や地域における環境教育・環境学習の実施) ・学校や地域におけるごみの減量や資源化に関する環境教育の実施を推進するとともに、出前講座や説明会の開催、イベント等の活用による学習機会の提供と内容の充実を図ります。 (市民等の自主的活動の推進) ・市民等による環境美化活動や地域清掃活動などに対して支援するとともに、その取組内容を広く紹介します。 (情報提供の充実) ・市広報媒体等を活用して、ごみ減量と資源化に関する情報を積極的に提供します。 ・情報提供の充実のため、ごみ分別アプリやごみ分別検索サービスの配信を行います（多言語対応）。

【適正・効率的かつ持続可能なごみ処理体制の整備】



主 体	ごみ処理体制の安定と効率化
市 民	・市が実施する排出ルールに対する理解を深め、適正な収集運搬、中間処理及び最終処分の実施に協力します。 ・自らが利用する各地区のごみステーションの管理及び運営に率先して取り組みます。
事業者	・排出事業者は事業ごみの運搬について、自らが適正に行うか一般廃棄物収集運搬業許可業者に依頼します。 ・一般廃棄物収集運搬業許可業者は、市が直接収集しない事業ごみや一時多量ごみなどの収集運搬について、適正に実施する体制を整備します。
市	(収集運搬体制) ・各地区が管理するステーションについては、雨水侵入防止策を実施し、水分の除去による可燃ごみの減量化を図ります。 ・家庭ごみの収集運搬においては、今後も引続き、ごみ分別の手引きや収集カレンダー等の作成及び周知により排出ルールの啓発等を行います。 ・事業ごみの収集運搬においては、一般廃棄物収集運搬業許可業者と連携を図りながら、適正かつ効率的な実施に取り組みます。 ・ごみの収集運搬が適正に行われているか確認するため、一般廃棄物収集運搬許可業者に対し収集運搬したごみの展開検査等を行います。 ・新ごみ処理施設の稼働に向けては、収集運搬体制のあり方を検討し、ごみ処理経費の適正化が図られるよう努めます。 ・高齢者等へのごみ出し支援について、支援体制の整備を検討します。 (中間処理体制) ・松島地区清掃センターにおいては、ごみの減量や適正な分別による焼却処理量の削減により、運営の効率化と施設の延命化を図ります。 ・新ごみ処理施設の建設に向けては、天草広域連合等との連携を強化し、適切な建設計画と運営の効率化が図られるよう努めます。 (最終処分場) ・ごみを適正に処理するため、分別を徹底して行い埋立処分量を最小化することで、最終処分量の削減による施設の延命化を図ります。



主 体	不適正処理に関する対策
市 民 事業者	- 法令やごみ出しルールを守り、ごみを適正に排出し、ごみをみだりに捨てたり、燃やしたりしません。 - 市への通報などにより、不法投棄や野焼きの防止に協力します。
市	(不法投棄や野焼きの防止策) - 看板の設置や市広報媒体を活用した啓発、環境パトロールの実施により、不法投棄（ポイ捨ても含む）や野焼きなどの不適正処理の未然防止や早期発見に努めます。 (関係機関等との連携による監視・通報体制等の強化) - 地域や県及び警察などの関係機関と連携した監視・通報体制の強化を図り、監視、指導を行います。



主 体	その他ごみの処理に関し必要な事項
市 民 事業者	- 廃棄物処理関係の団体は、災害の発生に備え、災害ごみの処理について協力する体制を整えます。 - 排出禁止物や特別管理一般廃棄物などの処理が困難なごみについては、専門の処理業者等に依頼して適正に処理を行います。
市	(災害ごみの処理体制の強化) - 上天草市災害廃棄物処理計画に基づき、地震や台風などの大規模な災害時に発生する災害ごみの適正な処理を実施し、国、県、周辺自治体や産業廃棄物協会などの関係機関との協力体制を更に強化します。 (海岸漂着ごみの適正処理) - 海岸域に漂着したごみについては、海岸管理者や関係機関等と連携した回収及び適正な処理を実施します。 (適正処理困難物への対応) - 排出禁止物や特別管理一般廃棄物などの処理が困難なごみについては、排出者自らが専門の処理業者等に依頼して処理するよう指導を行います。

第2節 生活排水処理編

1 基本方針

現在の生活排水処理は、公共下水道、コミュニティプラントや合併処理浄化槽により行われており、これらは、公共用水域の水質保全を図るうえで不可欠であることから、生活排水対策の必要性と水環境の重要性については、今後より一層の啓発を推進しなければなりません。

そこで、上天草市における生活排水処理の基本方針を次のとおり定め、前計画から引き続き『豊かな水環境の実現』を目指します。

(1) 公共下水道による生活排水の適正処理の推進

公共下水道認可区域内では、公共下水道接続人口の増加を図ります。

(2) 合併処理浄化槽による生活雑排水の適正処理の推進

公共下水道区域外の地域においては、合併処理浄化槽の設置を促進します。

(3) 安定した収集運搬、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進

し尿及び浄化槽汚泥の安定した収集運搬体制を継続するとともに、効率的な収集運搬を推進します。

2 基本施策

3つの基本方針に沿った基本的な施策を次のとおりとします。

(1) 公共下水道の普及

公衆衛生の向上と水質保全のため、公共下水道施設の整備と公共下水道への接続を促進します。



(2) 合併処理浄化槽の普及

公共下水道区域外においては、合併処理浄化槽設置の推進並びに単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進を図ります。



(3) し尿及び浄化槽汚泥の適正処理

し尿、浄化槽汚泥量の変化に対応した収集運搬計画により、し尿処理施設の適正な維持・管理を行います。



(4) 浄化槽の適正管理の啓発

浄化槽の清掃と保守点検及び法定検査の実施について啓発します。



3 数値目標

数値目標は、生活排水処理率を指標とし、以下のとおり設定します。

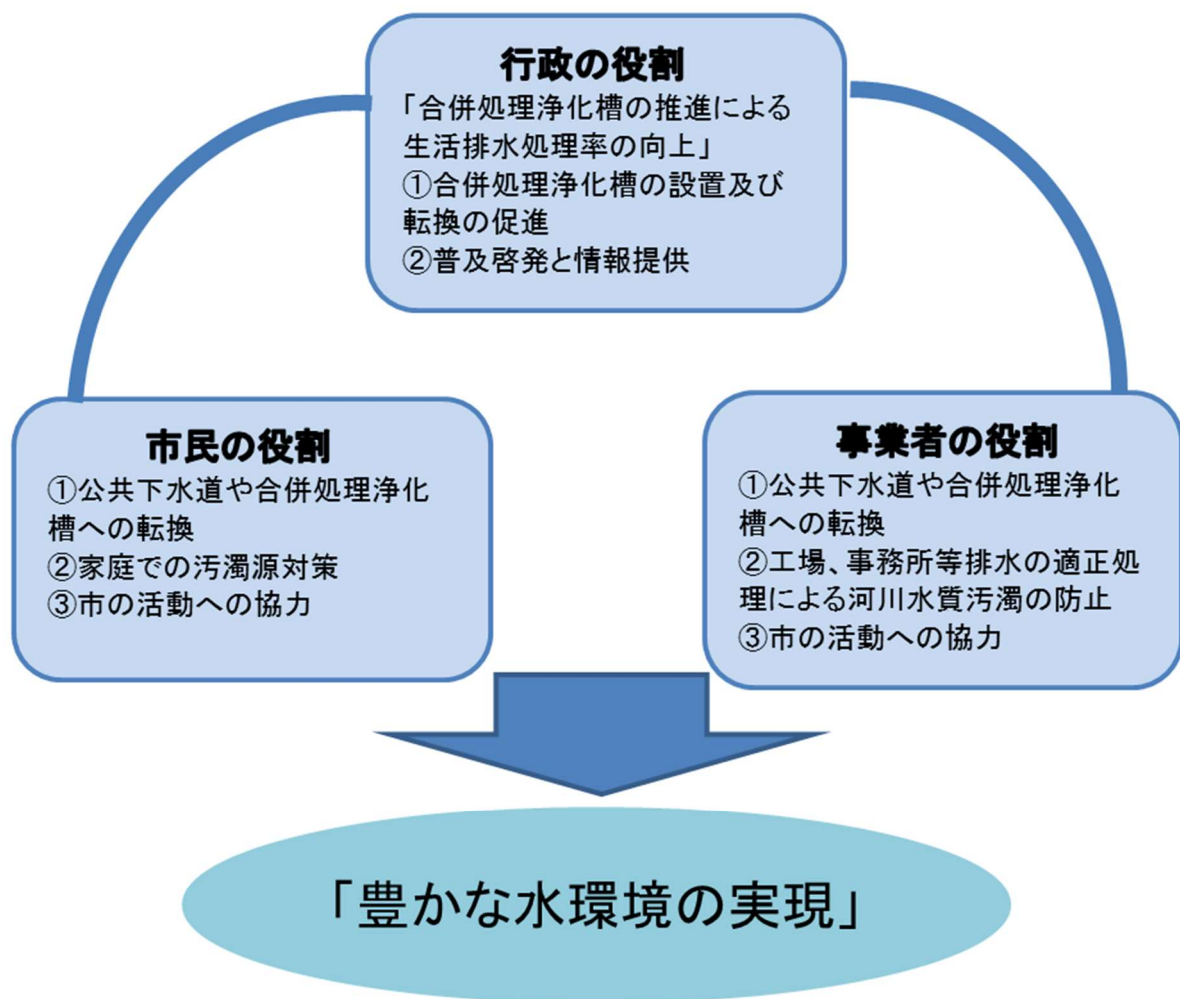
○生活排水処理率（％）

平成31年度 (実績値)	令和7年度 (目標値)	令和12年度 (目標値)
55.1	64.3	71.9

※令和12年度までに、生活排水処理率71.9％達成

4 目標達成に向けた取組み

「豊かな水環境の実現」を目指すためには、生活排水や工場、事業所等からの排水による河川の水質汚濁の防止や生活環境の悪化を防ぐことが求められています。そのためには、市民、事業者及び行政の三者がそれぞれの役割を果たし、理解し合いながら協力していく必要があります。



(1) 公共下水道への接続の推進

公共下水道により生活排水を処理する区域においては、全ての対象世帯等に対して適切な指導及び啓発を行い、接続率の向上に努めます。

(2) 合併処理浄化槽の普及推進

合併処理浄化槽の設置により生活排水を処理する区域においては、補助金の交付等による単独処理浄化槽からの転換をはじめ合併処理浄化槽の普及を推進します。

(3) 収集運搬体制の確立

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬については、年度ごとに定める一般廃棄物処理実施計画に基づき、適正かつ効率的な収集運搬を行います。

(4) 施設の適切な維持管理

- ① 下水道終末処理場、コミュニティプラントにおいては、適切な維持・管理を継続し、長寿命化に努めるものとします。
- ② 合併処理浄化槽においては、その浄化能力が正常に発揮されるよう定期的な清掃や保守点検及び法定検査による適正管理を呼びかけます。

(5) 学校や地域における環境教育・環境学習の推進

教育機関等と連携した環境教育・環境学習を行う機会の提供や内容の充実を図ります。

(6) 情報提供の充実

市のホームページや広報上天草を活用した生活排水処理に関する情報の提供を積極的に行います。

第3節 計画の推進と管理

1 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、市民、事業者及び市の協働により、市を挙げて取り組んでいくことが重要です。

特に、一般廃棄物処理の問題については、市民生活と密接に関わっていることから、各主体がそれぞれの持つ役割と責任を認識し、日常生活や事業活動での環境に配慮した取組みの実践をはじめ、地域などにおける自主的活動の促進を図っていく必要があります。

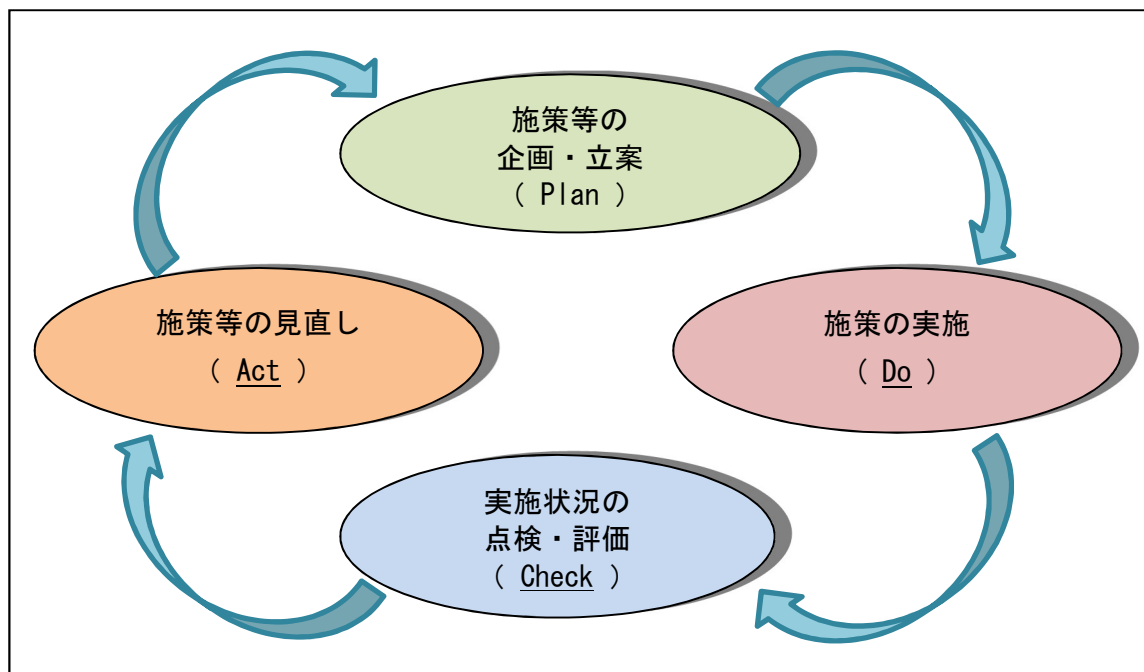
したがって、市では、環境教育の実施や自主的な活動などに対する支援等を行いながら、市民等による取組みを活性化し、計画を着実に推進するための体制づくりに積極的に取組むものとし、さらに、年度ごとに策定する「一般廃棄物処理実施計画」に基づき、目標を達成するための具体的な施策を実施していきます。

2 計画の進行管理

本計画の実効性を高めるために、下の図のようなPDCAサイクルの考え方に則し、年度ごとに点検及び評価を行いながら、目標達成に向けた施策等の継続的な改善を実施します。

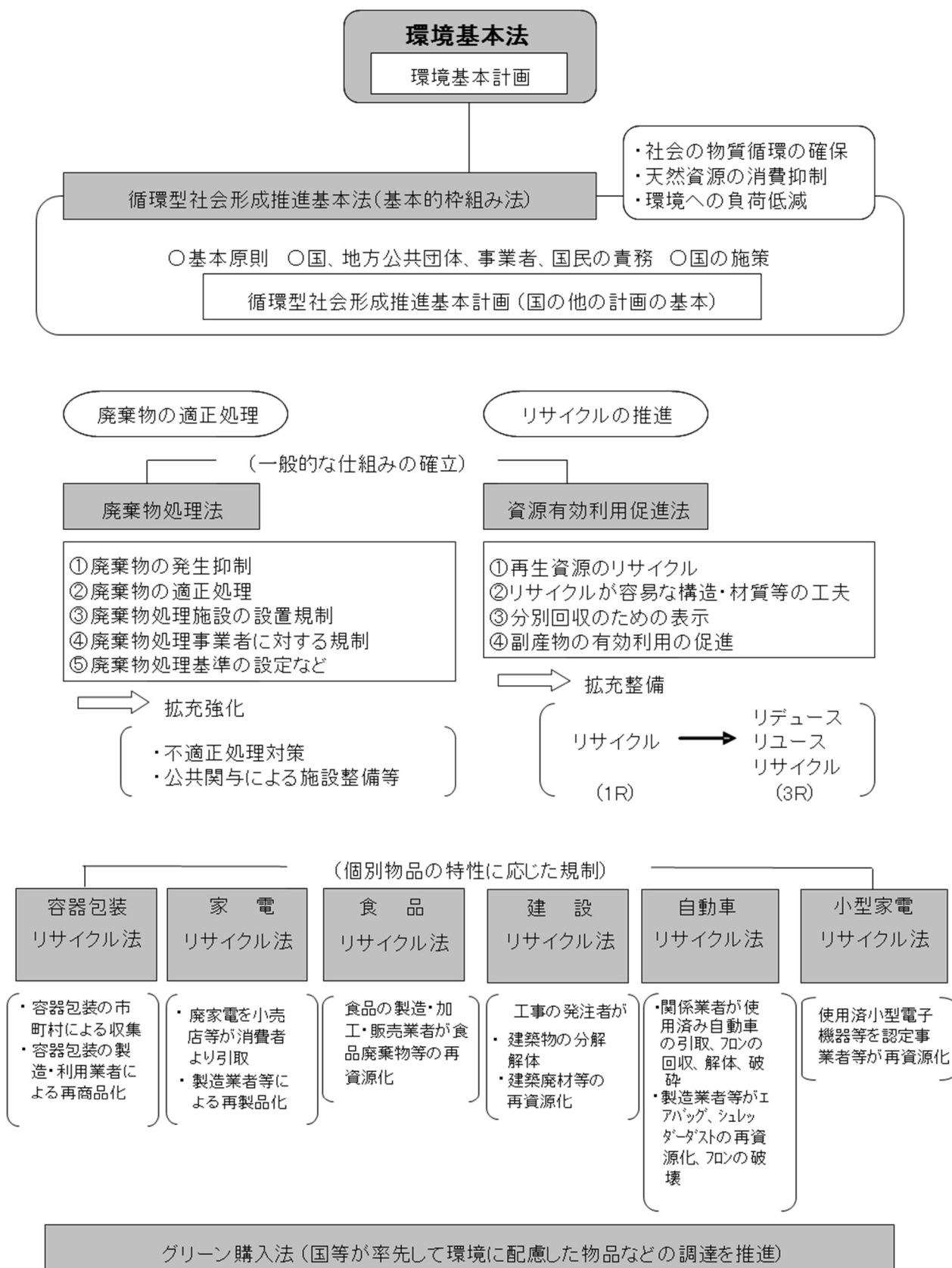
また、計画の進行状況については、毎年度、環境審議会に報告するとともに、ホームページなどで公表し、環境審議会などの意見を踏まえたうえで、施策の改善や計画内容の見直しを行います。

<継続的な施策等の改善の推進>



■ 参考資料

1 循環型社会形成の推進のための施策体系



2 第2次上天草市環境基本計画（令和3年3月策定）の概要

（1）対象期間

令和3年度～令和12年度

（2）内容

上天草市環境基本条例に基づき、「人と海がふれあう環境にやさしいまち上天草市～美しい海と環境にやさしいまちを未来の子供たちへ～」の実現に向け、5つの環境目標を設定し、環境の保全及び創造に関する基本的な計画として具体的な施策の方向性を示しています。

一般廃棄物については、第6章環境施策で「健康で安全に暮らせる生活環境の実現」、「持続可能な循環型社会の実現」に関して具体的な施策の方向性を示しており、特に、本市で取り組むべき課題を重点施策として、「美しい海を保全するまちづくり」と「ごみを減らし持続可能な循環型社会を目指すまちづくり」を設定しています。

主な取り組みについては以下のとおりです。

○美しい海を保全するまちづくり

- ① 水質の監視による状況の把握
- ② 生活排水対策の推進
- ③ 環境美化・保全活動の推進
- ④ 国、県及び近隣市町村との連携

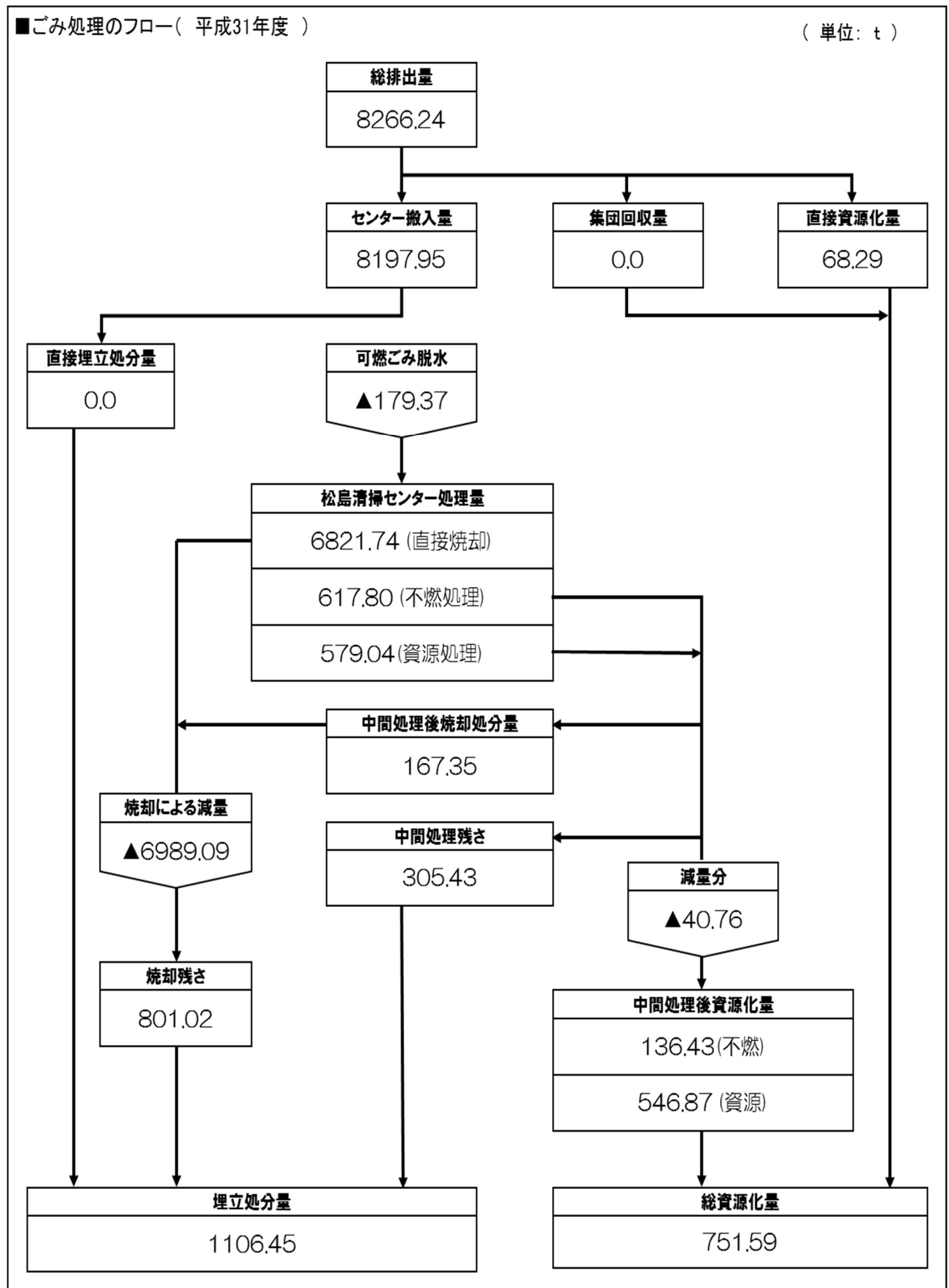
○ごみを減らし、持続可能な循環型社会を目指すまちづくり

- ① 発生抑制・再使用の促進
- ② リサイクルの推進
- ③ 適正処理の推進

3 廃棄物の種類

廃 棄 物 の 種 類		
一般廃棄物	家庭系一般廃棄物	産業廃棄物及び特別管理一般廃棄物以外の家庭から排出される廃棄物
	事業系一般廃棄物	産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物以外の事業所から排出される廃棄物
	特別管理一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物のうち、感染や汚染、爆発などの危険性があるもの
産業廃棄物	産業廃棄物	事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、燃え殻・汚泥など法で定める20種類のもの及び輸入された廃棄物
	特別管理産業廃棄物	産業廃棄物のうち、感染や汚染、爆発などの危険性があるもの

4 平成31年度ごみ処理フロー



5 各施策とSDG s ターゲットとの関係性

本計画の各施策とSDG s ターゲットとの関係性については、以下の表のとおりです。

(1) ごみ処理編

施策 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の更なる推進

目標	ターゲット
 4 質の高い教育をみんなに	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
 12 つくる責任 つかう責任	12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。 12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。 12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。 12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
 17 パートナリシップで目標を達成しよう	17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

施策 ごみの分別の徹底と再生利用（リサイクル）の更なる推進

目標	ターゲット
 12 つくる責任 つかう責任	12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。 12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。 12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
 17 パートナリシップで目標を達成しよう	17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

施策 教育、啓発活動の充実

目標	ターゲット
 4 質の高い教育を みんなに	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
 12 つくる責任 つかう責任	12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。

施策 ごみ処理体制の安定と効率化

目標	ターゲット
 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
 10 人や国の不平等 をなくそう	10.4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
 11 住み続けられる まちづくりを	11.6 2030 年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
 12 つくる責任 つかう責任	12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
 13 気候変動に 具体的な対策を	13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

施策 不適正処理に関する対策

目標	ターゲット
 4 質の高い教育を みんなに	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。

	11.6 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
	17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

施策 その他ごみの処理に関し必要な事項

目標	ターゲット
	11.6 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
	14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
	17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

(2) 生活排水処理編

施策 公共下水道の普及

目標	ターゲット
	6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。

施策 合併処理浄化槽の普及

目標	ターゲット
	6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。

施策 し尿及び浄化槽汚泥の適正処理

目標	ターゲット
	6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。

施策 浄化槽の適正管理の啓発

目標	ターゲット
	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。 6.b 水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。



第 2 次上天草市一般廃棄物処理基本計画

令和 3 年 3 月

発行 上天草市市民生活部生活環境課

〒869-3692 熊本県上天草市大矢野町上 1514 番地
TEL 0964-26-5524 FAX 0964-56-5107